

熊本県公報

号外 第11号
平成18年3月23日(木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(人 課 課) 11
○熊本県職員の特給に関する条例の一部を改正する条例	(") 11
○公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(") 12
○熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例	(") 12
○熊本県職員定数条例の一部を改正する条例	(") 12
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(") 13
○熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	(") 57
○熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(") 57
○熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	(") 58
○熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	(") 58
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(") 63
○熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(") 66
○公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例	(私学文書課) 68
○公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例	(") 68
○公立大学法人熊本県立大学への職員の引継ぎに関する条例	(") 69
○熊本県個人情報開示条例の一部を改正する条例	(") 69
○熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(") 70
○熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例	(職員課) 70
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 70
○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	(税務課) 77
○熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(高齢者支援総室) 78
○熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例	(障害者支援総室) 78
○熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例	(") 78
○熊本県立保健学院条例を廃止する条例	(地域医療推進課) 79
○熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(食品衛生課) 80
○熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計条例を廃止する条例	(労働雇用課) 81
○熊本県雇用対策審議会設置条例を廃止する条例	(") 81
○熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(職業能力開発課) 81
○熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例	(") 82
○熊本県農業公園条例の一部を改正する条例	(農政課) 82
○熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例	(経営技術課) 82
○熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	(道路総務課) 83
○熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(河川課) 83
○熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(") 85
○熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例	(") 85
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課) 86
○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(") 88
○熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企業局) 89
○熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例	(") 89
○熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会) 89
○熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(") 100
○熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	(") 109
○熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部) 109
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(") 109
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	(") 109
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(") 110

○熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………(”)111

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 障害者自立支援法及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。
 - (1) 「監獄」を「刑事施設」に改めることとした。(第7条第1号関係)
 - (2) 介護補償を行わない入所施設である「身体障害者療養施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの」を以下のとおりに改めることとした。
 - (第9条の2第2号、第3号関係)
 - ア 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設(イにおいて「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(イにおいて「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
 - イ 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合
- 2 この条例は、平成18年10月1日から施行することとした。ただし、第7条第1号の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員が禁錮以上の刑に処せられた場合に、次の各要件を満たす場合には失職しないものとするができることとした。ただし、刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、失職するものとする。
 - (1) 公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故であること。
 - (2) 刑の執行を猶予されていること。
 - (3) 情状を考慮して特に必要があると認める場合であること。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 一般地方独立行政法人に職員を派遣することができるように関係規定を整備することとした。(第2条第2号関係)
- 2 公益法人等への派遣職員に対して支給することができる「調整手当」を「地域手当」に改めることとした。(第4条、第8条関係)
- 3 熊本県立大学に関する規定を削ることとした。(第5条、第15条関係)
- 4 派遣職員の復帰時及び退職派遣者の採用時に行うことができる給料の調整について、「給料月額及び昇給期間」を「号給」に改めることとした。(第6条、第16条関係)
- 5 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。ただし、第5条及び第15条の改正規定は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行することとした。

◇熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

- 1 部の名称及び分掌事務の規定整備を行うこととした。(第2条関係)

改正前	改正後
(7) 農政部 ア 農業に関する事項 イ 農地関係の調整に関する事項	(7) 農林水産部 ア 農業に関する事項 イ 森林及び林業に関する事項
(8) 林務水産部 ア 林業に関する事項 イ 水産業に関する事項	ウ 水産業に関する事項

- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 3 農政部及び林務水産部を農林水産部に改編することに伴い、部名を引用している関係条例の一部改正を行うこととした。(附則第2項、第3項及び第4項関係)
 - (1) 熊本県農業振興地域整備促進協議会条例(昭和44年熊本県条例第47号)
 - (2) 熊本県農村地域工業等導入促進審議会条例(昭和46年熊本県条例第49号)
 - (3) 熊本県卸売市場審議会条例(昭和46年熊本県条例第50号)

◇熊本県職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立大学の公立大学法人化に伴い、関係規定を整備することとした。(第

2 条及び第3条第2項関係)

- 2 公営企業に管理者を置かないこととするに伴い、関係規定を整備することとした。(第3条第2項関係)
- 3 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例

(1) 給料表

人事委員会勧告に基づき、別表第1から別表第4までの級構成及び号給構成を改めるとともに、給料月額の設定を行うこととした。

(2) 昇給制度(第5条関係)

人事委員会勧告に基づき、改めることとした。

(3) 地域手当(第9条の2～4関係)

人事委員会勧告に基づき、調整手当を地域手当に改めることとした。

(4) 勤勉手当(第15条の6関係)

勤勉手当基礎額から扶養手当を除くこととした。

2 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例

給料表 人事委員会勧告に基づき、改定を行うこととした。(第4条関係)

3 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

給料表 人事委員会勧告に基づき、改定を行うこととした。(第5条関係)

4 附則

(1) 施行期日 平成18年4月1日

(2) 経過措置 給料の切替え及び地域手当に係る経過措置を規定

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年熊本県条例第6号)の一部改正

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等に対して支給することができる「調整手当」を「地域手当」に改めることとした。

(4) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部改正

育児休業から復帰した職員の号給の調整に係る規定の整理を行うこととした。

(5) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第64号)の一部改正

昇給停止に係る経過措置の規定削除等を行うこととした。

◇熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

1 地域手当

「調整手当」を「地域手当」に改めることとした。

2 附則

施行期日 平成18年4月1日

◇熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 諸手当

調整手当を地域手当に改めることとした。

武力攻撃災害等派遣手当の支給に係る規定の整備を行うこととした。

2 附則

施行期日 平成18年4月1日

◇熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正に伴う一部改正

給料表の級構成の改定等に伴い、宿泊料の級区分及び地域区分の改正を行うこととした。

2 熊本県立大学の公立大学法人化に伴う一部改正

鉄道賃(第16条関係)及び船賃(第17条関係)に係る規定において、熊本県立大学学長に係る規定を削除することとした。

3 附則

(1) 施行期日

1は、平成18年4月1日、2は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日

(2) 経過措置

改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

1 退職手当の額の算定方法の改正(第2条の3関係)

退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えて得た額とすることとした。

2 退職手当の基本額に係る支給率の見直し(第3条～第5条関係)

- 中期勤続者の支給率の引き上げ、長期勤続者の支給率の引き下げを行うこととした。
- 3 退職手当の調整額の創設（第6条の3関係）
基礎在職期間中の職員の区分に応じ調整額を算定するための規定を設けることとした。
 - 4 地方独立行政法人役員在職期間の通算等（第7条第5項関係）
職員等としての在職期間に通算する規定及び地方独立行政法人役員となるため退職する職員等への退職手当を不支給とする規定を整備することとした。
 - 5 附則
 - (1) 施行期日 平成18年4月1日
 - (2) 経過措置
 - ア 施行日前日額の保障（附則第2条関係）
新条例による退職手当の額が、施行日前日に同一理由で退職したものとして旧条例に基づき計算した退職手当の額を下回る場合、後者の額を支給することとした。
 - イ 施行日後3年間の抑制措置（附則第3条関係）
新条例による退職手当の額が、旧制度が維持されたとして算定した場合の額（算定基礎は施行日前日の給料月額で算定）を上回る場合は、その増額分が段階的に増額されるよう措置することとした。
 - (3) 次の各条例について関係規定の整備を行うこととした。（附則第6条～第11条関係）
 - ア 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年第73号、昭和48年第39号、平成15年第67号）
 - イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年第6号）
 - ウ 熊本県職員等の育児休業等に係る条例（平成4年第14号）
 - エ 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成13年第53号）

◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 廃止する手当
医師研究手当、火薬類取締業務手当、高圧ガス取締業務手当
- 2 改定する手当
 - (1) 支給額を減額する手当
税務手当（一部日額支給化）、植物検疫防除手当、夜間定時制勤務手当
 - (2) 支給額を増額する手当
漁業取締手当
 - (3) 日額支給とする手当
放射線取扱作業手当、福祉業務手当、衛生検査業務従事手当、速記手当、ダ
ム管理手当
 - (4) 統合する手当
農業散布作業手当・有毒薬品取扱作業手当→有害薬品等取扱作業手当
坑内作業手当・高所作業手当・深所作業手当・圧搾空気内作業手当・土木
技術現場作業手当→特殊現場作業手当
 - (5) 支給対象、支給要件等の改正
漁ろう手当、潜水手当等
- 3 附則
 - (1) 施行期日
平成18年4月1日
 - (2) 経過措置
医師研究手当、税務手当及び植物検疫防除手当に係る経過措置を規定

◇熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例
知事等の給料の額を次のとおり改定。
知事 1,340,000円 → 1,240,000円
副知事 1,050,000円 → 970,000円
出納長 940,000円 → 870,000円
- 2 熊本県教育長等の給与等に関する条例
教育長等の給料の額を次のとおり改定することとした。また、公営企業管理者を置かないこととするに伴う規定の整理を行うこととした。
教育長 830,000円 → 770,000円
常勤の監査委員 830,000円 → 770,000円
公営企業管理者 830,000円 → -
- 3 熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例
議長等の報酬の額を次のとおり改定。
議長 1,050,000円 → 970,000円
副議長 940,000円 → 870,000円
議員 840,000円 → 780,000円

- 4 熊本県報酬及び費用弁償条例
各種行政委員会委員等の報酬の額を減額改定
- 5 附則
 - (1) 施行期日 平成18年4月1日
 - (2) 経過措置
 - ・給料等の額に係る経過措置を規定
 - ・熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成16年熊本県条例第41号）に係る経過措置を規定

◇公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例

- 1 公立大学法人熊本県立大学の設立に伴い廃止する条例
 - (1) 熊本県立大学教育職員の給与に関する条例
 - (2) 熊本県立大学条例
- 2 公立大学法人熊本県立大学の設立に伴い一部改正を行う条例
 - (1) 公立学校の授業料等徴収条例
 - (2) 熊本県立学校及び熊本県市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の休職の特例に関する条例
 - (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例
 - (4) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例
 - (5) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - (6) 熊本県手数料条例
 - (7) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 3 この条例は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行することとした。

◇公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例

- 1 公立大学法人熊本県立大学の重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とすることとした。（本則関係）
- 2 この条例は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行することとした。

◇公立大学法人熊本県立大学への職員の引継ぎに関する条例

- 1 地方独立行政法人法第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織は、公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成18年熊本県条例第15号）第2条の規定による廃止前の熊本県立大学条例（昭和39年熊本県条例第45号）第2条に規定する熊本県立大学とすることとした。（本則関係）
- 2 この条例は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行することとした。

◇熊本県情報公開条例の一部を改正する条例

- 1 実施機関に県が設立する地方独立行政法人並びに熊本県住宅供給公社及び熊本県道路公社（以下「公社」という。）を加え、公営企業管理者を削ることとした。（第2条関係）
- 2 開示請求に係る行政文書に記録されている地方独立行政法人及び公社並びにその役員及び職員に関する情報の公開について、地方公共団体及び地方公務員に関する情報と同様に扱うこととした。（第7条関係）
- 3 公務員等に関する規定から日本郵政公社の役員及び職員を除くこととした。（第7条関係）
- 4 県の公の施設を管理する指定管理者は、当該公の施設の管理に関する情報の公開に努め、実施機関は必要な指導に努めるものとするとの規定を新設することとした。（第33条の2関係）
- 5 情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰金額を30万円以下から50万円以下に引き上げることとした。（第39条関係）
- 6 その他、所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。ただし、改正条例第2条の規定は平成19年4月1日から、改正条例第3条の規定は平成19年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◇熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 実施機関に県が設立する地方独立行政法人を加え、公営企業管理者を削ることとした。（第2条関係）
- 2 公務員等に関する規定から日本郵政公社の役員及び職員を除くこととした。（第16条関係）
- 3 その他、所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。ただし、第16条の改正規定は、平成19年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◇熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例

- 1 恩給権者が死亡した場合における未支給金の請求につき、未支給金を受ける権利を有する相続人等の同順位者が2人以上あるときは、そのうちの1人がした請求は全員のたためにその全額につきしたものとみなし、その1人にした支給は全員に対してしたものとみなすこととした。(第9条ノ3関係)
- 2 国民金融公庫を国民生活金融公庫に改めることとした。(第10条第1項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の改正等に伴う性風俗関連特殊営業届出確認書交付手数料等の新設等を行うこととした。
 - (1) 新たに手数料を設けるもの

① 性風俗関連特殊営業届出確認書交付手数料	11,900円ほか
② 性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料	1,500円
③ 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料	1,200円
④ 種畜証明書交付手数料	2,200円
⑤ 免税軽油使用者証交付手数料	500円
⑥ 宗教法人規則謄本等再交付手数料	400円
⑦ 高圧ガス販売主任者試験受験手数料(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合)	8,000円ほか
⑧ 高圧ガス製造保安責任者試験受験手数料(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合)	9,500円ほか
⑨ 高圧ガス容器附属品検査又は附属品再検査手数料(対象容器の追加)	31円ほか
⑩ 液化石油ガス設備士試験受験手数料(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合)	22,500円
⑪ 動物取扱業登録申請手数料	15,500円ほか
⑫ 動物取扱業登録更新申請手数料	15,500円ほか
⑬ 特定動物飼養等許可申請手数料	15,500円ほか
⑭ 特定動物飼養等変更許可申請手数料	15,500円ほか
⑮ 主任計量者試験手数料	1,200円
⑯ 介護支援専門員証交付申請手数料	2,000円ほか
⑰ 介護支援専門員証更新申請手数料	2,000円
⑱ 介護サービス情報調査事務手数料	45,000円
⑲ 介護サービス情報公表事務手数料	14,000円
⑳ 県立職業能力開発校入校試験手数料	2,200円
㉑ 県立職業能力開発校入校料	5,650円
㉒ 県立職業能力開発校証明書交付手数料	400円
㉓ 県立農業大学校農学部入学試験手数料	2,200円
㉔ 県立農業大学校農学部入学料	5,650円
㉕ 県立農業大学校証明書交付手数料	400円
㉖ 医薬品等適合性調査申請手数料	30,600円ほか
 - (2) 手数料を廃止するもの

① 煙火消費許可申請手数料	7,900円
② 登録格付機関登録手数料	41,500円
③ 登録格付機関登録更新手数料	32,200円
④ 一般旅券の再発給手数料	1,600円
⑤ 特定動物飼養等許可申請手数料	15,500円
⑥ 特定動物飼養等変更許可申請手数料	15,500円
 - (3) 手数料の納付の時期について規定するもの(第3条関係)
 - 1 (1) ㉑及び㉔について、納付時期を校長が定める期日とするよう規定を整備することとした。
 - (4) 指定調査機関等について規定するもの(第4条関係)
 - 1 指定調査機関等の収入とできるよう介護サービス情報調査事務手数料及び介護サービス情報公表事務手数料に関する規定を整備することとした。
 - (5) 関係条項等の整理を行うもの
 - ① 通訳案内業法の一部改正に伴う条項等の整理
 - ② 旅券法及び旅券法施行令の一部改正に伴う条項の整理 等
- 2 施行期日

この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。ただし、1(2)①から④まで及び(5)②については公布日から、1(1)①から③までについては平成18年5月1日から、1(1)⑪から⑭まで並びに(2)⑤及び⑥については、平成18年6月1日から施行することとした。
- 3 経過措置

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第390号)の規定により、平成18年6月1日前に改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の規定の例に基づき許可申請を行う者の手数料の額に係る規定を設けることとした。

- 4 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部改正
この条例による手数料の新設及び廃止等に伴い、熊本県収入証紙条例の一部を改正することとした。

◇アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の改定につき、日米合同委員会において合意されたことに伴い、規定の整理を行うこととした。（第2条関係）
- 2 その他規定の整備等を行うこととした。（題名、第1条、第4条及び第5条並びに旧第4条関係）
- 3 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 「事業運営期間」を「計画期間」に改めることとした。（第2条及び第4条第1項関係）
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例

- 1 障害者自立支援法第98条第1項の規定に基づき、熊本県障害者介護給付費等不服審査会を置くこととした。（第1条関係）
- 2 熊本県障害者介護給付費等不服審査会の委員の定数を、政令に定める基準に従い、10人以内と定めることとした。（第2条関係）
- 3 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県こども総合療育センター条例の一部改正
短期入所事業及びその使用料の根拠法を児童福祉法から障害者自立支援法に改めることとした。（第5条及び別表関係）
- 2 熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正
障害者自立支援法の施行に伴い、身体障害者に対し行われる医療の名称を「更生医療」から「自立支援医療」に改めることとした。（第3条第6号関係）
- 3 熊本知的障害者授産施設条例の一部改正
短期入所事業及びその利用料金の根拠法を知的障害者福祉法又は児童福祉法から障害者自立支援法に改めることとした。（第3条、第5条及び第8条関係）
- 4 熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部改正
熊本県あかね荘が行う業務に障害者自立支援法第5条第8項の短期入所事業及びその使用料に係る規定を加えることとした。（第3条及び第9条の表関係）
- 5 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正
第2条で規定する施設の定義のうち、児童福祉法に規定する児童短期入所事業、身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業等を行う事業所を障害者自立支援法に規定する短期入所、共同生活援助及び障害者デイサービスを行う事業所に改めることとした。（第2条第4号関係）
- 6 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正
5の改正に伴い、児童福祉法に規定する児童短期入所事業、身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業等を行う事業所を障害者自立支援法に規定する短期入所、共同生活援助及び障害者デイサービスを行う事業所に改めることとした。（別表関係）
- 7 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県立保健学院条例を廃止する条例

- 1 熊本県立保健学院条例は、廃止することとした。
- 2 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を改正することとした。
熊本県立保健学院の廃止に伴い、入学試験及び在学証明書の手数料に係る規定を削ることとした。（第2条第1項関係）
- 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を改正することとした。
熊本県立保健学院の廃止に伴い、入学試験手数料に係る規定を削ることとした。（別表第1関係）
- 4 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。

◇熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年熊本県条例第41号）関係
(1) 特定動物の定義を改めることとした。（第2条第1号関係）
(2) 法に特定動物の飼養等の許可等に関する規定が規定されたことに伴い、特定動物の飼養等の許可等に係る規定及びその飼養等の許可違反に係る罰則規定を削ることとした。（第5条から第9条まで及び第20条から第23条まで関係）
- 2 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例

第58号) 関係

- (1) 法に基づく熊本市への権限移譲事務のうち、動物取扱業の届出に関する業務を削り、登録に関する業務及び特定動物の飼養等の許可に関する業務を加えることとした。(別表第27号関係)
- (2) 動物の愛護及び管理に関する条例に基づく熊本市への権限移譲事務のうち、特定動物の飼養等の許可に関する業務を削ることとした。(別表第53号関係)
- 3 この条例は、平成18年6月1日から施行することとした。ただし、5の規定は、公布の日から施行することとした。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。
- 5 平成18年5月31日までの間に限り、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第390号)附則第2条第2項の規定による許可に関する事務は、熊本市が処理することとする事とした。

◇熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計条例を廃止する条例

- 1 熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県雇用対策審議会設置条例を廃止する条例

- 1 熊本県雇用対策審議会設置条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立職業能力開発校普通課程に入校した訓練生から授業料を徴収すること等を定めることとした。(第4条関係)
- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 3 この条例の施行の日前から引き続き熊本県立職業能力開発校に在籍する訓練生に係る授業料については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立技術短期大学校の授業料及び聴講料の額を、次のとおり改定することとした。

区 分	改 定 前	改 定 後
授業料	年額 337,900 円	年額 384,600 円
聴講料	1 単位 4,300 円	1 単位 4,900 円

- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県農業公園条例の一部を改正する条例

- 1 年間入園料(1人1年につき1,300円)の規定を整備することとした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◇熊本県立農業大学校条例(昭和57年熊本県条例第45号)

- 1 熊本県立農業大学校農学部に入学者から授業料を徴収することに伴い、関係規定を整備することとした。(第1条第2項、第4条関係)
- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、第1条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 3 この条例の施行の日前から引き続き熊本県立農業大学校農学部に在学する者に係る授業料については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 平成17年度中に合併し、新市に移行する旧町村区域に係る平成18年度分までの道路の占用料につき、経過措置を設けることとした。(附則第4項関係)
- 2 その他関係規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 平成17年度中に合併し、新市に移行する旧町村区域に係る平成18年度分までの土地占用料につき、経過措置を設けることとした。(本則附則第3項関係)
- 2 流水占用料及び土石採取料につき、消費税の総額表示を行うため、関係規定を整備することとした。(第2条、別表第1及び別表第2関係)
- 3 その他関係規定の整理を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 平成17年度中に合併し、新市に移行する旧町村区域に係る平成18年度分までの占用料につき、経過措置を設けることとした。(本則附則第3項関係)
- 2 土石採取料につき、消費税の総額表示を行うために、関係規定を整備することとした。(第2条及び別表第2関係)
- 3 その他関係規定の整理を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例

- 1 平成17年度中に合併し、新市に移行する旧町村区域に係る平成18年度分までの使用料につき、経過措置を設けることとした。(本則附則第5項関係)
- 2 土石採取料につき、消費税の総額表示を行うために、関係規定を整備することとした。(第8条及び別表第2関係)
- 3 その他関係規定の整理を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 水俣広域公園に有料公園施設を新設することに伴い、有料公園施設、休園日、開園時間、使用料等の関係規定を整備することとした。(第1条関係)
- 2 水俣広域公園の陸上競技場を供用開始することに伴い、1と同様の関係規定を整備することとした。(第2条関係)
- 3 その他の規定を整備することとした。
- 4 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。ただし、2に係る改正規定については、平成19年4月1日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 日本郵政公社は、風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年熊本県条例第14号)第2条第3項で、同条第1項に規定する行為をしようとする場合には、知事の許可を受けることを要しない「機構等」とされているが、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の制定に伴い、同公社は、平成19年10月1日に解散するものとされたため、同公社に係る規定を削ることとした。(第2条第3項第5号関係)
- 2 この条例は、平成19年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◇熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 有明工業用水道の取水量等を変更することとした。(第3条関係)
- 2 公営企業に管理者を置かないこととするため、規定を整備することとした(第4条関係)
- 3 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。
- 4 公営企業に管理者を置かないこととするに伴い、関係条例を整理することとした。
 - (1) 熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例
 - (2) 熊本県行政手続条例
 - (3) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
 - (4) 熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

◇熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県営有料駐車場の普通料金に夜間料金(午後6時から翌日の午前7時まで)の料金について上限額を800円とする。)を追加することとした。(第3条第2項関係)
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 3 この条例の施行の前日から引き続き熊本県営有料駐車場を利用している者が施行日以降に出庫した場合に係る駐車料金については、改正前の熊本県有料駐車場料金徴収条例の規定にかかわらず、その駐車に係る全時間について改正後の熊本県有料駐車場料金徴収条例の規定により算定するものとする。こととした。(附則第2項関係)

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 給料表別表について、人事委員会勧告に基づき、号給構成を改めるとともに、給料月額の見直しを行うこととした。
- 2 昇給制度(第6条関係)人事委員会勧告に基づき、改めることとした。
- 3 地域手当(第10条の2及び第10条の3関係)人事委員会勧告に基づき、調整手当を地域手当に改めることとした。
- 4 特殊勤務手当(第12条及び第13条関係)特殊勤務手当の見直しに伴い、農薬散布作業手当の名称を有害薬品等取扱作業手当に改正することとした。
- 5 附則

- (1) 施行期日 平成18年4月1日
- (2) 経過措置 給料の切替え及び地域手当に係る経過措置を規定
- (3) 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第66号)の一部改正
昇給停止に係る経過措置の規定削除等を行うこととした。

◇熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 給料表
別表について、人事委員会勧告に基づき、号給構成を改めるとともに、給料月額
額の改定を行うこととした。
- 2 地域手当(第4条関係)
人事委員会勧告に基づき、調整手当を地域手当に改めることとした。
- 3 昇給制度(第6条関係)
人事委員会勧告に基づき、改めることとした。
- 4 附則
 - (1) 施行期日 平成18年4月1日
 - (2) 経過措置 給料の切替えに係る経過措置を規定
 - (3) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第67号)の一部改正
昇給停止に係る経過措置の規定削除等を行うこととした。

◇熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 県立大学の地方独立行政法人化及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、関係規定を整理することとした。
 - (1) 県立大学の公立大学法人化に伴い、県立大学に関する規定を削ることとした。(第2条、第25条関係)
 - (2) 「監獄」を「刑事施設」に改めることとした。(第7条第1号関係)
- 2 この条例は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行することとした。ただし、第7条第1号の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県警察本部警務部の分掌事務に「個人情報保護に関すること。」を加えるとともに、当該分掌事務の規定順を警察法施行令が示す内部組織の基準に合わせることにした。
- 2 施行日
平成18年4月1日

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市の住居表示整備事業に伴い、熊本市高橋町の全部、上高橋町の全部、城山上代町の一部、城山大塘町の全部及び池上町の一部が、それぞれ新たな町名に変更されることから、これらの町を管轄する熊本県熊本南警察署の管轄区域の表記を変更することとした。
- 2 施行日
公布の日

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県の警察官の定数を2,984人から3,014人に改めるとともに、階級別定数を警察法施行令に定める基準に基づき次表のとおり改めることとした。
(単位 人)

区 分	現 在	改 正 後
警察官	2,984	3,014
警視	111	112
警部	231	232
警部補(巡査部長を含む。)	1,735	1,753
巡査	907	917
警察官以外の職員	421	421
計	3,405	3,435

- 2 施行日
平成18年4月1日

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 月額特殊勤務手当の日額支給への移行

- 私服捜査作業、犯罪鑑識作業、無線自動車運転作業、特殊機械保守作業、交通事故処理等作業、白バイ運転作業、留置場看守作業、警ら作業及び運転免許路上試験作業
- 2 支給額の改正
 - 3 私服捜査作業、犯罪鑑識作業、警ら作業、死体処理作業及び緊急夜間作業
作業の廃止、新設及び支給内容見直し
 - 4 火薬類近接危険作業、火薬類等製造施設災害調査作業及び土木技術現場作業
支給制限規定の追加
 - 5 施行日
平成18年4月1日

◇熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 改正法による引用条項の変更により、関係規定を整理することとした。(第8条関係)
- 2 改正法により新設された無店舗型性風俗特殊営業に係る「受付所営業」の営業禁止区域等及び営業時間の制限について、関係規定を整備することとした。(第9条及び第10条関係)
- 3 店舗型性風俗特殊営業(個室付浴場業)の禁止地域の見直しに伴い、関係規定を整備することとした。(第9条第2項及び別表第2関係)
- 4 この条例は、改正法の施行の日(平成18年5月1日)から施行することとした。

条 例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第3号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。
第7条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。
第9条の2第2号を次のように改める。
(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
第9条の2に次の1号を加える。
(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合
附 則
この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の施行の日から施行する。

熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第4号

熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の分限に関する条例(昭和26年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに失職の特例」を加える。
第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。
(失職の特例)
第5条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。
2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。
附 則
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第5号

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成13年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）法第2条第1項第2号に規定する一般地方独立行政法人のうち人事委員会規則で定めるもの

第4条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第5条中「（熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学教育職員給与条例」という。）第19条第1項の規定により一般職員の例によることとされる場合を含む。）」を削る。

第6条中「、給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第15条中「（大学教育職員給与条例第19条第1項の規定により一般職員の例によることとされる場合を含む。）」を削る。

第16条中「、給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第15条の改正規定は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第6号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例
熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

（7）農林水産部

ア 農業に関する事項

イ 森林及び林業に関する事項

ウ 水産業に関する事項

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（熊本県農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正）

2 熊本県農業振興地域整備促進協議会条例（昭和44年熊本県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条中「農政部」を「農林水産部」に改める。

（熊本県農村地域工業等導入促進審議会条例の一部改正）

3 熊本県農村地域工業等導入促進審議会条例（昭和46年熊本県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条中「農政部」を「農林水産部」に改める。

（熊本県卸売市場審議会条例の一部改正）

4 熊本県卸売市場審議会条例（昭和46年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条中「農政部」を「農林水産部」に改める。

熊本県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第7号

熊本県職員定数条例の一部を改正する条例
熊本県職員定数条例（昭和30年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を削り、同条第10号中「（大学を除く。以下同じ。）」を削り、同号を同条第9号とし、同条第11号を同条第10号とする。

第3条第2項中「労働委員会事務局及び県立大学」を「企業局及び労働委員会事務局」に、「、人事委員会事務局又は企業局」を「又は人事委員会事務局」に、「、人事委員会又は公営企業管理者」を「又は人事委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第8号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第5条第4項から第9項までを次のように改める。

4 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じ、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条の2の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項中「調整手当は、国に準じて、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる区分」を「掲げる地域手当の級の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 1級地 100分の18

(2) 2級地 100分の15

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の10

(5) 5級地 100分の6

(6) 6級地 100分の3

第9条の2第3項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第9条の3中「前条第2項第1号の人事委員会規則で定める地域若しくは公署以外の地域若しくは公署に在勤する」を削り、「職員には」の次に「、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き」を加え、「同条」を「前条」に、「100分の10」を「100分の15」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第9条の4第1項中「この条」を「この項」に、「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる割合」を「定める割合」に、「当該職員には」を「異動等の円滑を図るため、当該職員には」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第3項中「第9条の2第2項各号に掲げる割合のうち最高のもの」を「第9条の2第2項第1号の1級地」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第11条の2第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第15条の5第2項中「9級」を「7級」に、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第5項中「4級」を「3級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第15条の6第2項第1号中「当該職員がそれぞれの基準日現在」を「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在」に、「受けるべき勤勉手当基礎額」を「受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」に改め、同条第3項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当」を「給料の月額及びこれに対する地域手当」に改める。

第15条の7中「常勤の職員」の次に「及び再任用短時間勤務職員」を加え、同条第2項中「100分の8」を「100分の6」に、「100分の12」を「100分の8」に改める。

第15条の10及び第16条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		

	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700
再任 用職 以外 の 職 員	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200	
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900	
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600	
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100	
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800	
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500	
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200	
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700	
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400	
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100	
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800	
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300	
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000	
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700		
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400		
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900		
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200			
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900			
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600			
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100			
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800			
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500			
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200			
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700			
86	240,100	296,400	345,300	386,800				
87	240,800	296,800	345,800	387,400				
88	241,500	297,200	346,300	388,000				
89	242,300	297,500	346,700	388,700				
90	242,800	297,900	347,200	389,300				
91	243,300	298,300	347,700	389,900				
92	243,800	298,700	348,200	390,500				
93	244,100	298,900	348,500	391,200				
94		299,300	349,000					
95		299,700	349,500					
96		300,100	350,000					
97		300,300	350,300					
98		300,700	350,800					
99		301,100	351,300					
100		301,500	351,800					
101		301,700	352,100					
102		302,100	352,500					
103		302,500	352,900					
104		302,900	353,300					

105		303,100	353,800						
106		303,500	354,200						
107		303,900	354,600						
108		304,300	355,000						
109		304,500	355,500						
110		304,900	355,900						
111		305,300	356,300						
112		305,700	356,700						
113		305,900	357,200						
114		306,300							
115		306,700							
116		307,100							
117		307,300							
118		307,600							
119		307,900							
120		308,200							
121		308,600							
122		308,900							
123		309,200							
124		309,500							
125		309,900							
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けないすべての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2 (第4条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,200	171,500	197,900	238,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	157,900	173,300	199,900	239,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	159,600	175,100	201,900	241,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	161,300	176,900	203,900	243,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	162,800	178,700	205,900	245,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	164,600	181,000	207,900	247,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	166,400	183,300	209,900	249,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	168,200	185,600	211,900	251,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	169,900	187,800	214,000	252,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	171,600	190,300	215,800	254,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	173,300	192,800	217,600	256,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	175,000	195,300	219,400	258,500	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	176,800	197,700	221,300	260,300	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	178,900	199,500	223,200	262,000	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	181,000	201,300	225,100	263,700	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	183,100	203,100	227,000	265,400	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	185,300	205,000	228,700	267,000	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	187,700	206,900	230,500	269,000	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	190,100	208,800	232,300	271,000	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	192,500	210,700	234,100	273,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	195,000	212,400	235,900	274,900	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	196,800	214,200	237,400	277,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	198,600	216,000	238,900	279,100	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	200,400	217,800	240,400	281,200	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	202,300	219,500	241,900	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	204,100	221,200	243,600	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	205,900	222,900	245,300	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	207,700	224,600	247,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	209,600	226,200	248,500	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
	30	211,400	228,000	250,100	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	213,200	229,800	251,700	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	215,000	231,600	253,300	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	216,700	233,200	254,800	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	218,400	234,800	256,400	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	220,100	236,400	258,000	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	221,800	238,000	259,600	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	223,400	239,500	261,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
	38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
	39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
	40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000
	41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
	42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
	43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
	44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000
	45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
	46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
	47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
	48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	

	49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200
	50	243,400	260,100	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900
	51	245,000	261,700	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600
	52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300
	53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000
	54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700
	55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400
	56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100
	57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800
	58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500
	59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200
	60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900
	61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600
	62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600	
	63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200	
	64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800	
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500	
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100	
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700	
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300	
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000	
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600	
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200	
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800	
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500	
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100	
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700	
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300	
	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000	
	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800		
	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400		
	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000		
	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600		
	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200		
	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800		
	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400		
	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000		
	86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700			
	87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300			
	88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900			
	89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500			
	90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100			
	91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700			
	92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300			
	93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900			
	94	303,500	327,700	356,000	391,100				
	95	304,800	329,100	357,500	391,700				
	96	306,100	330,500	359,000	392,300				
	97	307,200	332,000	360,400	392,800				
	98	308,400	333,400	361,600	393,400				
	99	309,600	334,800	362,800	394,000				
	100	310,800	336,200	364,000	394,600				
	101	312,000	337,700	365,300	395,100				
	102	313,100	339,000	366,500	395,700				
	103	314,200	340,300	367,700	396,300				
	104	315,300	341,600	368,900	396,900				

再任職員以外の職員

105	316,300	342,800	370,200	397,400					
106	317,000	343,900	370,800	397,900					
107	317,700	345,000	371,400	398,400					
108	318,400	346,100	372,000	398,900					
109	319,100	347,300	372,700	399,300					
110	319,800	348,300	373,300	399,800					
111	320,500	349,300	373,900	400,300					
112	321,200	350,300	374,500	400,800					
113	322,000	351,400	375,000	401,200					
114	322,800	352,400	375,600	401,700					
115	323,600	353,400	376,200	402,200					
116	324,400	354,400	376,800	402,700					
117	325,000	355,500	377,300	403,100					
118	325,800	356,100	377,900	403,600					
119	326,600	356,700	378,500	404,100					
120	327,400	357,300	379,100	404,600					
121	328,100	357,800	379,500	405,000					
122	328,600	358,300	380,100	405,500					
123	329,100	358,800	380,700	406,000					
124	329,600	359,300	381,300	406,500					
125	329,900	359,800	381,800	406,900					
126		360,300	382,300						
127		360,800	382,800						
128		361,300	383,300						
129		361,800	383,600						
130		362,300	384,100						
131		362,800	384,600						
132		363,300	385,100						
133		363,800	385,400						
134		364,300	385,900						
135		364,800	386,400						
136		365,300	386,900						
137		365,600	387,200						
138		366,100	387,700						
139		366,600	388,200						
140		367,100	388,700						
141		367,400	389,000						
142		367,900							
143		368,400							
144		368,900							
145		369,200							
再任用職員	240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
	23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
	24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
	27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
	28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
	29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
	33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
	40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
	41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
	42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
	43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
	44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
	45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500

再任職員以外の職員	49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
	53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
	60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
	61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,200	313,200	389,700	445,400	536,500
	67	252,700	314,300	390,500	446,300	537,400
	68	254,200	315,400	391,300	447,200	538,300
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
	74	263,000	322,100	395,700		
	75	264,400	323,200	396,400		
	76	265,800	324,300	397,100		
	77	267,000	325,400	397,900		
	78	268,300	326,400	398,600		
	79	269,600	327,400	399,300		
	80	270,900	328,400	400,000		
	81	272,300	329,500	400,700		
	82	273,600	330,300	401,400		
	83	274,900	331,100	402,100		
	84	276,200	331,900	402,800		
	85	277,400	332,800	403,400		
	86	278,700	333,400	404,100		
	87	280,000	334,000	404,800		
	88	281,300	334,600	405,500		
	89	282,400	335,000	406,100		
	90	283,600	335,600			
	91	284,800	336,200			
	92	286,000	336,800			
	93	287,100	337,200			
	94	288,100	337,700			
	95	289,100	338,200			
	96	290,100	338,700			
	97	290,900	339,300			
	98	291,800	339,800			
	99	292,700	340,300			
	100	293,600	340,800			
	101	294,500	341,400			
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			

	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第4条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100
	2	237,700	325,300	393,500	469,400
	3	240,200	328,400	396,400	471,700
	4	242,700	331,500	399,300	474,000
	5	245,100	334,400	402,000	476,300
	6	248,900	337,800	404,800	478,500
	7	252,700	341,200	407,600	480,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900
	9	260,100	347,800	413,000	485,200
	10	264,100	351,200	415,700	487,300
	11	268,100	354,600	418,400	489,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500
	13	276,000	361,300	423,600	493,600
	14	280,000	365,000	426,100	495,700
	15	284,000	368,700	428,600	497,800
	16	288,000	372,400	431,100	499,900
	17	291,800	376,000	433,400	502,000
	18	295,500	378,800	435,800	504,000
	19	299,200	381,600	438,200	506,000
	20	302,900	384,400	440,600	508,000
	21	306,700	387,300	442,900	509,800
	22	310,600	389,900	445,300	511,700
	23	314,500	392,500	447,700	513,600
	24	318,400	395,100	450,100	515,500
	25	322,100	397,500	452,400	517,200
	26	325,100	399,800	454,700	519,000
	27	328,100	402,100	457,000	520,800
	28	331,100	404,400	459,300	522,600
	29	334,200	406,800	461,500	524,500
	30	336,800	408,900	463,800	526,300
	31	339,400	411,000	466,100	528,100
	32	342,000	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600

	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
再任職員以外の職員	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
	63	388,300	463,500	515,700	567,300
	64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100	
66		465,600	518,400		
67		466,300	519,300		
68		467,000	520,200		
69		467,500	521,100		
70		468,200	522,000		
71		468,900	522,900		
72		469,600	523,800		
73		470,100	524,600		
74		470,800	525,500		
75		471,500	526,400		
76		472,200	527,300		
77		472,700	528,100		
78		473,300	529,000		
79		473,900	529,900		
80		474,500	530,800		
81		475,100	531,600		
82		475,700	532,500		
83		476,300	533,400		
84		476,900	534,300		
85		477,400	535,100		
86		478,000	536,000		
87		478,600	536,900		
88		479,200	537,800		

	89		479,700	538,600	
	90		480,300		
	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700
	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700

再任職員以外の職員	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100		
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800		
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500		
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000		
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600		
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
	86		293,100	330,600	352,700			
	87		293,400	331,000	353,100			
	88		293,700	331,400	353,500			
	89		294,100	331,900	354,000			
	90		294,400	332,300	354,400			
	91		294,700	332,700	354,800			
	92		295,000	333,100	355,200			
	93		295,400	333,600	355,700			
	94		295,700	334,000	356,100			
	95		296,000	334,400	356,500			
	96		296,300	334,800	356,900			
	97		296,700	335,000	357,400			
	98		297,000	335,400	357,800			
	99		297,300	335,800	358,200			
	100		297,600	336,200	358,600			
	101		298,000	336,400	359,100			
	102		298,300	336,800	359,500			
	103		298,600	337,200	359,900			
	104		298,900	337,600	360,300			

	105		299,200	337,800	360,800			
	106			338,200				
	107			338,600				
	108			339,000				
	109			339,200				
	110			339,600				
	111			340,000				
	112			340,400				
	113			340,600				
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600
	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900
	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300
	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000
	42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700
	43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400
	44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100
	45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600
	46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200
	47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800
	48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400

	49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100
	50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700
	51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300
	52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900
	53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400
	54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900
	55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400
	56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900
	57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200
	58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100
	59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
	60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
	61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
	62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
	63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
	64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
再任	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
用職	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
員以	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
外の	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
職員	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400	
	94	284,100	319,100	354,700	374,100		
	95	285,100	319,900	355,400	374,600		
	96	286,100	320,700	356,100	375,100		
	97	287,200	321,400	356,600	375,700		
	98	288,100	322,100	357,100	376,200		
	99	289,000	322,800	357,600	376,700		
	100	289,900	323,500	358,100	377,200		

101	290,700	324,000	358,700	377,800
102	291,500	324,600	359,200	378,300
103	292,300	325,200	359,700	378,800
104	293,100	325,800	360,200	379,300
105	293,800	326,200	360,800	379,900
106	294,300	326,700	361,300	380,400
107	294,800	327,200	361,800	380,900
108	295,300	327,700	362,300	381,400
109	295,800	328,200	362,800	382,000
110	296,200	328,600	363,300	382,500
111	296,600	329,000	363,800	383,000
112	297,000	329,400	364,300	383,500
113	297,400	329,800	364,800	384,100
114	297,800	330,200	365,300	
115	298,200	330,600	365,800	
116	298,600	331,000	366,300	
117	298,900	331,300	366,700	
118	299,300	331,700	367,200	
119	299,700	332,100	367,700	
120	300,100	332,500	368,200	
121	300,400	332,700	368,600	
122	300,800	333,100	369,100	
123	301,200	333,500	369,600	
124	301,600	333,900	370,100	
125	301,800	334,200	370,500	
126	302,200	334,600		
127	302,600	335,000		
128	303,000	335,400		
129	303,200	335,700		
130	303,600	336,100		
131	304,000	336,500		
132	304,400	336,900		
133	304,600	337,200		
134	305,000	337,600		
135	305,400	338,000		
136	305,800	338,400		
137	306,000	338,700		
138	306,400	339,100		
139	306,800	339,500		
140	307,200	339,900		
141	307,400	340,200		
142	307,800	340,600		
143	308,200	341,000		
144	308,600	341,400		
145	308,800	341,700		
146	309,200	342,100		
147	309,600	342,500		
148	310,000	342,900		
149	310,200	343,200		
150	310,500	343,600		
151	310,800	344,000		
152	311,100	344,400		

	153	311,500	344,700				
	154	311,800					
	155	312,100					
	156	312,400					
	157	312,800					
	158	313,100					
	159	313,400					
	160	313,700					
	161	314,100					
	162	314,400					
	163	314,700					
	164	315,000					
	165	315,400					
	166	315,700					
	167	316,000					
	168	316,300					
	169	316,700					
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	399,000
2	461,000
3	524,000
4	610,000
5	711,000
6	812,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	329,000
2	367,000
3	396,000

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
(号給の切替え)
- 切替日の前日において熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)
- 切替日の前日において給与条例別表第1から別表第4までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会規則で定める。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の給与条例又は附則第18項の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成13年熊本県条例第64号）附則第3項若しくは第4項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項、第7条の2第2項及び第15条の5第5項（給与条例第15条の6第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第7条の2第2項及び第15条の5第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 11 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（1）熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第4項
（2）熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第5項
（3）熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）第16条の2第2項及び第25条の14第2項
（平成22年3月31日までの間における地域手当に関する特例）
- 12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の2 第2項第1号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2 第2項第2号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2 第2項第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2 第2項第4号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2 第2項第5号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2 第2項第6号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の3	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

（地域手当に関する経過措置）

- 13 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の給与条例第9条の4の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第1条の規定による改正前の給与条例第9条の2の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第9条の4第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に引き続き1年以上在勤する	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号。以下「平成18年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に引き続き1年以上在勤する
地域手当の支給割合に	調整手当の支給割合（平成18年改正条例第1条の規定による改正前の第9条の2第2項各号に掲げる割合をいう。）に

（農林漁業普及指導手当に関する経過措置）

- 14 この条例による改正後の第15条の7第2項の規定の適用については、施行の日から平成19年3月31日までの間は、同項中「100分の6」とあるのは「100分の7」と、「100分の8」とあるのは「100分の10」とする。
（人事委員会規則への委任）
- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）
- 16 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項及び第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
（熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 17 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「又はその日から1年以内の昇給の時期」を「及び復帰の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日」に、「給料月額」を「号給」に改め、「し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を削り、同条第2項を削る。
（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 18 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成13年熊本県条例第64号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「附則第4項を除き、」を削る。
附則中第3項の前の見出し並びに同項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
公安職給料表	4級	4級
	5級	
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
	9級	8級
	10級	9級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41		
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42		
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43		
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44		
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45		
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45		
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46		
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47		
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48		
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49		
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49		
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50		
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51		
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52		
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53		
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57			
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58			
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59			
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60			
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61			
20	3月未満			77	62	81	69	65	61			
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62			
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63			
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64			
	12月以上			81	63	85	73	69	65			
21	3月未満			81	63	85	73	69	65			
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66			
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67			
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68			
	12月以上			85	65	89	77	73	69			
22	3月未満			85	65	89	77	73				
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74				
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75				
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76				
	12月以上			89	67	93	81	77				

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満				1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	16	1	1	1	1	1
	12月以上				1	17	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	17	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	2	18	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	3	19	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	4	20	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	6	22	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	7	23	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	8	24	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	10	26	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	11	27	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	12	28	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	14	30	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	15	31	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	16	32	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	18	34	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	19	35	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	20	36	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	22	38	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	23	39	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	24	40	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	26	42	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	27	43	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	28	44	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	30	46	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	31	47	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	32	48	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	34	50	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	35	51	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	36	52	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	38	54	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	39	55	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	40	56	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21

12	3月未満	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	42	58	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	43	59	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	44	60	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
13	3月未満	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	46	62	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	47	63	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	48	64	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	50	66	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	51	67	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	52	68	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
15	3月未満	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	54	70	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	55	71	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	56	72	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
16	3月未満	57	57	57	57	73	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	58	58	58	58	74	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	59	59	59	59	75	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	60	60	60	60	76	56	52	48	44	
	12月以上	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
17	3月未満	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	62	78	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	63	79	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	64	80	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
	3月以上6月未満	66	66	66	66	82	62	58	54	50	
	6月以上9月未満	67	67	67	67	83	63	59	55	51	
	9月以上12月未満	68	68	68	68	84	64	60	56	52	
	12月以上	69	69	69	69	85	65	61	57	53	
19	3月未満	69	69	69	69	85	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	70	86	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	71	87	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	72	88	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	73	89	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	73	89	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	74	90	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	75	91	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	76	92	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	77	93	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	77	93	73	69	65		
	3月以上6月未満	78	78	78	77	94	74	70	66		
	6月以上9月未満	79	79	79	78	95	75	71	67		
	9月以上12月未満	80	80	80	78	96	76	72	68		
	12月以上	81	81	81	79	97	77	73	69		
22	3月未満	81	81	81	79	97	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	79	98	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	80	99	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	100	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	101	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	101	81				
	3月以上6月未満	86	86	86	82	102	82				
	6月以上9月未満	87	87	87	83	103	83				
	9月以上12月未満	88	88	88	84	104	84				
	12月以上	89	89	89	85	105	85				

24	3月未満	89	89	89	85	105	85				
	3月以上6月未満	90	90	90	86	106	86				
	6月以上9月未満	91	91	91	87	107	87				
	9月以上12月未満	92	92	92	88	108	88				
	12月以上	93	93	93	89	109	89				
25	3月未満	93	93	93	89	109					
	3月以上6月未満	94	94	94	90	110					
	6月以上9月未満	95	95	95	91	111					
	9月以上12月未満	96	96	96	92	112					
	12月以上	97	97	97	93	113					
26	3月未満	97	97	97	93	113					
	3月以上6月未満	98	98	98	94	114					
	6月以上9月未満	99	99	99	95	115					
	9月以上12月未満	100	100	100	96	116					
	12月以上	101	101	101	97	117					
27	3月未満	101	101	101	97						
	3月以上6月未満	102	101	102	98						
	6月以上9月未満	103	102	103	99						
	9月以上12月未満	104	102	104	100						
	12月以上	105	103	105	101						
28	3月未満	105	103	105	101						
	3月以上6月未満	106	103	106	102						
	6月以上9月未満	107	104	107	103						
	9月以上12月未満	108	104	108	104						
	12月以上	109	105	109	105						
29	3月未満	109	105	109	105						
	3月以上6月未満	110	106	110	105						
	6月以上9月未満	111	107	111	106						
	9月以上12月未満	112	108	112	106						
	12月以上	113	109	113	107						
30	3月未満	113	109	113	107						
	3月以上6月未満	114	110	114	107						
	6月以上9月未満	115	111	115	108						
	9月以上12月未満	116	112	116	108						
	12月以上	117	113	117	109						
31	3月未満	117	113	117							
	3月以上6月未満	118	113	118							
	6月以上9月未満	119	114	119							
	9月以上12月未満	120	114	120							
	12月以上	121	115	121							
32	3月未満	121	115	121							
	3月以上6月未満	122	115	122							
	6月以上9月未満	123	116	123							
	9月以上12月未満	124	116	124							
	12月以上	125	117	125							
33	3月未満	125	117	125							
	3月以上6月未満	125	117	126							
	6月以上9月未満	125	118	127							
	9月以上12月未満	125	118	128							
	12月以上	125	119	129							
34	3月未満		119	129							
	3月以上6月未満		119	130							
	6月以上9月未満		120	131							
	9月以上12月未満		120	132							
	12月以上		121	133							
35	3月未満		121	133							
	3月以上6月未満		122	134							
	6月以上9月未満		123	135							
	9月以上12月未満		124	136							
	12月以上		125	137							

36	3月未満		125								
	3月以上6月未満		126								
	6月以上9月未満		127								
	9月以上12月未満		128								
	12月以上		129								

ウ 研究給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
5	3月未満	13	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	4	1
	12月以上	17	17	13	5	1
6	3月未満	17	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	20	16	8	1
	12月以上	21	21	17	9	1
7	3月未満	21	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	24	20	12	4
	12月以上	25	25	21	13	5
8	3月未満	25	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	28	24	16	8
	12月以上	29	29	25	17	9
9	3月未満	29	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
10	3月未満	33	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	36	32	24	16
	12月以上	37	37	33	25	17
11	3月未満	37	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	39	35	27	19
	9月以上12月未満	40	40	36	28	20
	12月以上	41	41	37	29	21

12	3月未満	41	41	37	29	21
	3月以上6月未満	42	42	38	30	22
	6月以上9月未満	43	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
13	3月未満	45	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	46	42	34	26
	6月以上9月未満	47	47	43	35	27
	9月以上12月未満	48	48	44	36	28
	12月以上	49	49	45	37	29
14	3月未満	49	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	50	46	38	30
	6月以上9月未満	51	51	47	39	31
	9月以上12月未満	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
15	3月未満	53	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	54	50	42	34
	6月以上9月未満	55	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
16	3月未満	57	57	53	45	37
	3月以上6月未満	58	58	54	46	38
	6月以上9月未満	59	59	55	47	39
	9月以上12月未満	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
17	3月未満	61	61	57	49	41
	3月以上6月未満	62	62	58	50	42
	6月以上9月未満	63	63	59	51	43
	9月以上12月未満	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
18	3月未満	65	65	61	53	45
	3月以上6月未満	66	66	62	54	46
	6月以上9月未満	67	67	63	55	47
	9月以上12月未満	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
19	3月未満	69	69	65	57	49
	3月以上6月未満	70	70	66	58	50
	6月以上9月未満	71	71	67	59	51
	9月以上12月未満	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
20	3月未満	73	73	69	61	53
	3月以上6月未満	74	74	70	62	54
	6月以上9月未満	75	75	71	63	55
	9月以上12月未満	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
21	3月未満	77	77	73	65	57
	3月以上6月未満	78	78	74	66	58
	6月以上9月未満	79	79	75	67	59
	9月以上12月未満	80	80	76	68	60
	12月以上	81	81	77	69	61
22	3月未満	81	81	77	69	61
	3月以上6月未満	82	82	78	70	62
	6月以上9月未満	83	83	79	71	63
	9月以上12月未満	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65
23	3月未満	85	85	81	73	65
	3月以上6月未満	86	86	82	73	66
	6月以上9月未満	87	87	83	73	67
	9月以上12月未満	88	88	84	73	68
	12月以上	89	89	85	73	69

24	3月未満	89	89	85		
	3月以上6月未満	90	90	86		
	6月以上9月未満	91	91	87		
	9月以上12月未満	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		
25	3月未満	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	89		
	6月以上9月未満	95	95	89		
	9月以上12月未満	96	96	89		
	12月以上	97	97	89		
26	3月未満	97	97			
	3月以上6月未満	98	98			
	6月以上9月未満	99	99			
	9月以上12月未満	100	100			
	12月以上	101	101			
27	3月未満	101	101			
	3月以上6月未満	102	102			
	6月以上9月未満	103	103			
	9月以上12月未満	104	104			
	12月以上	105	105			
28	3月未満	105	105			
	3月以上6月未満	106	106			
	6月以上9月未満	107	107			
	9月以上12月未満	108	108			
	12月以上	109	109			
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113				
	3月以上6月未満	114				
	6月以上9月未満	115				
	9月以上12月未満	116				
	12月以上	117				
31	3月未満	117				
	3月以上6月未満	118				
	6月以上9月未満	119				
	9月以上12月未満	120				
	12月以上	121				
32	3月未満	121				
	3月以上6月未満	121				
	6月以上9月未満	121				
	9月以上12月未満	121				
	12月以上	121				

エ 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	4	1	1
	12月以上	9	5	1	1
4	3月未満	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	8	1	1
	12月以上	13	9	1	1
5	3月未満	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	12	4	1
	12月以上	17	13	5	1
6	3月未満	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	16	8	1
	12月以上	21	17	9	1
7	3月未満	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	20	12	4
	12月以上	25	21	13	5
8	3月未満	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	24	16	8
	12月以上	29	25	17	9
9	3月未満	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	28	20	12
	12月以上	33	29	21	13
10	3月未満	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	32	24	16
	12月以上	37	33	25	17
11	3月未満	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	35	27	19
	9月以上12月未満	40	36	28	20
	12月以上	41	37	29	21

12	3月未満	41	37	29	21
	3月以上6月未満	42	38	30	22
	6月以上9月未満	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	40	32	24
	12月以上	45	41	33	25
13	3月未満	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	42	34	26
	6月以上9月未満	47	43	35	27
	9月以上12月未満	48	44	36	28
	12月以上	49	45	37	29
14	3月未満	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	46	38	30
	6月以上9月未満	51	47	39	31
	9月以上12月未満	52	48	40	32
	12月以上	53	49	41	33
15	3月未満	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	50	42	34
	6月以上9月未満	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	52	44	36
	12月以上	57	53	45	37
16	3月未満	57	53	45	37
	3月以上6月未満	58	54	46	38
	6月以上9月未満	59	55	47	39
	9月以上12月未満	60	56	48	40
	12月以上	61	57	49	41
17	3月未満	61	57	49	41
	3月以上6月未満	62	58	50	42
	6月以上9月未満	63	59	51	43
	9月以上12月未満	64	60	52	44
	12月以上	65	61	53	45
18	3月未満	65	61	53	45
	3月以上6月未満	65	62	54	46
	6月以上9月未満	65	63	55	47
	9月以上12月未満	65	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3月未満		65	57	49
	3月以上6月未満		66	58	50
	6月以上9月未満		67	59	51
	9月以上12月未満		68	60	52
	12月以上		69	61	53
20	3月未満		69	61	53
	3月以上6月未満		70	62	54
	6月以上9月未満		71	63	55
	9月以上12月未満		72	64	56
	12月以上		73	65	57
21	3月未満		73	65	
	3月以上6月未満		74	66	
	6月以上9月未満		75	67	
	9月以上12月未満		76	68	
	12月以上		77	69	
22	3月未満		77	69	
	3月以上6月未満		78	70	
	6月以上9月未満		79	71	
	9月以上12月未満		80	72	
	12月以上		81	73	
23	3月未満		81	73	
	3月以上6月未満		82	74	
	6月以上9月未満		83	75	
	9月以上12月未満		84	76	
	12月以上		85	77	

24	3月未満		85	77	
	3月以上6月未満		86	78	
	6月以上9月未満		87	79	
	9月以上12月未満		88	80	
	12月以上		89	81	

オ 医療職給料表（2）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間 旧級	新号給						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25

12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	
	12月以上	73	73	73	69	65	61	
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69		
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70		
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71		
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72		
	12月以上	81	81	81	77	73		
22	3月未満	81	81	81	77	73		
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74		
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75		
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76		
	12月以上	85	85	85	81	77		
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80		
	12月以上	85	89	89	85	81		

24	3月未満		89	89	85			
	3月以上6月未満		90	90	86			
	6月以上9月未満		91	91	87			
	9月以上12月未満		92	92	88			
	12月以上		93	93	89			
25	3月未満		93	93	89			
	3月以上6月未満		94	94	90			
	6月以上9月未満		95	95	91			
	9月以上12月未満		96	96	92			
	12月以上		97	97	93			
26	3月未満		97	97	93			
	3月以上6月未満		98	98	94			
	6月以上9月未満		99	99	95			
	9月以上12月未満		100	100	96			
	12月以上		101	101	97			
27	3月未満		101	101	97			
	3月以上6月未満		102	102	98			
	6月以上9月未満		103	103	99			
	9月以上12月未満		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			
28	3月未満		105	105				
	3月以上6月未満		105	106				
	6月以上9月未満		105	107				
	9月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3月未満			109				
	3月以上6月未満			110				
	6月以上9月未満			111				
	9月以上12月未満			112				
	12月以上			113				
30	3月未満			113				
	3月以上6月未満			113				
	6月以上9月未満			113				
	9月以上12月未満			113				
	12月以上			113				

カ 医療職給料表（3）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間 旧級	新号給					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
7	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
8	3月未満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3月未満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
10	3月未満	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月未満	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29

12	3月未満	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3月未満	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3月未満	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3月未満	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
16	3月未満	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3月未満	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3月未満	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3月未満	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3月未満	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3月未満	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
22	3月未満	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
23	3月未満	85	85	85	81	77	
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78	
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79	
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80	
	12月以上	89	89	89	85	81	

24	3月未満	89	89	89	85	81
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84
	12月以上	93	93	93	89	85
25	3月未満	93	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	96	92	
	12月以上	97	97	97	93	
26	3月未満	97	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	98	94	
	6月以上9月未満	99	99	99	95	
	9月以上12月未満	100	100	100	96	
	12月以上	101	101	101	97	
27	3月未満	101	101	101	97	
	3月以上6月未満	102	102	102	98	
	6月以上9月未満	103	103	103	99	
	9月以上12月未満	104	104	104	100	
	12月以上	105	105	105	101	
28	3月未満	105	105	105	101	
	3月以上6月未満	106	106	106	102	
	6月以上9月未満	107	107	107	103	
	9月以上12月未満	108	108	108	104	
	12月以上	109	109	109	105	
29	3月未満	109	109	109		
	3月以上6月未満	110	110	110		
	6月以上9月未満	111	111	111		
	9月以上12月未満	112	112	112		
	12月以上	113	113	113		
30	3月未満	113	113	113		
	3月以上6月未満	114	114	114		
	6月以上9月未満	115	115	115		
	9月以上12月未満	116	116	116		
	12月以上	117	117	117		
31	3月未満	117	117	117		
	3月以上6月未満	118	118	118		
	6月以上9月未満	119	119	119		
	9月以上12月未満	120	120	120		
	12月以上	121	121	121		
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133	133			
	3月以上6月未満	134	134			
	6月以上9月未満	135	135			
	9月以上12月未満	136	136			
	12月以上	137	137			

36	3月未満	137	137				
	3月以上6月未満	138	138				
	6月以上9月未満	139	139				
	9月以上12月未満	140	140				
	12月以上	141	141				
37	3月未満	141	141				
	3月以上6月未満	142	142				
	6月以上9月未満	143	143				
	9月以上12月未満	144	144				
	12月以上	145	145				
38	3月未満	145	145				
	3月以上6月未満	146	146				
	6月以上9月未満	147	147				
	9月以上12月未満	148	148				
	12月以上	149	149				
39	3月未満	149					
	3月以上6月未満	150					
	6月以上9月未満	151					
	9月以上12月未満	152					
	12月以上	153					
40	3月未満	153					
	3月以上6月未満	154					
	6月以上9月未満	155					
	9月以上12月未満	156					
	12月以上	157					
41	3月未満	157					
	3月以上6月未満	158					
	6月以上9月未満	159					
	9月以上12月未満	160					
	12月以上	161					

熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県条例第9号

熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第4条の2の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当は、国に準じて、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で別に定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改める。

第4条の3第1項中「この条」を「この項」に、「調整手当」を「地域手当」に、「当該職員には」を「異動等の円滑を図るため、当該職員には」に改め、同条第2項及び第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「給与条例」という。)第4条の3の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及びこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例の規定による改正前の給与条例第4条の2の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する公署を異にして異動した場合は、これらの職員の在勤する公署が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第4条の3第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前条の別に定める地域若しくは公署に引き続き1年以上在勤する	熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第9号。以下「平成18年改正条例」という。)の規定による改正前の第4条の2の別に定める地域若しくは公署に引き続き1年以上在勤する
地域手当の支給割合に	平成18年改正条例の規定による改正前の調整手当の支給割合に

熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県条例第10号

熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、調整手当」を「、地域手当」に改め、「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)」を加える。

第6条の2の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当は、国に準じて、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で管理規程で定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理規程で定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改める。

第6条の3第1項中「この条」を「この項」に、「調整手当」を「地域手当」に、「当該職員には」を「異動等の円滑を図るため、当該職員には」に改め、同条第2項及び第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第15条の2の見出しを「(災害派遣手当等)」に改め、同条中「災害派遣手当」の次に「又は武力攻撃災害等派遣手当」を、「第32条第1項」の次に「又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「給与条例」という。)第6条の3の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及びこの条例の施行の日

(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例の規定による改正前の給与条例第6条の2の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第6条の3第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前条の管理規程で定める地域若しくは公署に引き続き1年以上在勤する	熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第10号。以下「平成18年改正条例」という。)の規定による改正前の第6条の2の管理規程で定める地域若しくは公署に引き続き1年以上在勤する
地域手当の支給割合に	平成18年改正条例の規定による改正前の調整手当の支給割合に

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第11号

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。
第16条第1項中「、急行料金及び特別車両料金」を「及び急行料金」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第1号に規定する運賃、第2号」を「、第1号に規定する運賃及び第2号」に改め、「及び前号に規定する特別車両料金」を削り、同号を同項第3号とし、同条第3項中「第1項第4号」を「第1項第3号」に改める。

第17条第1項中「寝台料金及び特別船室料金」を「及び寝台料金」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

第17条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別表第1中「11級」を「9級」に、「10級」を「8級」に、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定による調整手当の支給地域の区分で甲地とされている」を「規則で定める」に改める。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条の改正規定は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。
- 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第12号

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例
熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年」を「11年」に改める。

第2条の2第2項中「から第5条まで」を「及び第6条の4」に、「及び」を「並びに」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の2まで並びに第6条及び第6条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の3の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同号の次に次の3号を加える。

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定め

る割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「(11年以上25年末満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者(第5条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年」を「11年」に改め、「承認を得たものに限る。」又は「次に「25年末満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「(以下「退職日給料月額」という。)」を加え、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第5条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項中「勸奨を受けて退職した者」の次に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第5条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する者」を「前条第1項に規定する者」に改め、「終えて退職した者」の次に「及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事に承認を得たもの」を加え、「給料月額」を「退職日給料月額」に、「給料月額及び当該給料月額」を「退職日給料月額及び当該退職日給料月額」に改める。

第6条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第5条の2」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員等の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の3条を加える。

第6条の2 第5条の2に規定する者に対する前条の規定の適用については、同条中「第3条から第5条まで」とあるのは「第5条の2の規定により読み替えて適用する第5条」と、「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、「これらの」とあるのは「第5条の2の規定により読み替えて適用する第5条の」とする。

(退職手当の調整額)

第6条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員等を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。))第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員等が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする)と定められているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日があつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち知事が別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員等の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- | | | |
|-----|-------|---------|
| (1) | 第1号区分 | 50,000円 |
| (2) | 第2号区分 | 45,850円 |
| (3) | 第3号区分 | 41,700円 |
| (4) | 第4号区分 | 33,350円 |
| (5) | 第5号区分 | 25,000円 |
| (6) | 第6号区分 | 20,850円 |
| (7) | 第7号区分 | 16,700円 |
| (8) | 第8号区分 | 0円 |

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第7条の5第4項、第8条第3項又は第13条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員等以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職

日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員等、第7条第5項に規定する職員等以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員等としての引き続いた在職期間
 - (2) 第7条第5項の規定により職員等としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (3) 第7条第5項第1号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (4) 第7条第5項第2号に規定する場合における先の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (5) 第7条第5項第3号に規定する場合における先の職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (6) 第7条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (7) 第7条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
 - (8) 第7条第5項第6号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (9) 第7条第5項第7号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
 - (10) 第7条第6項に規定する場合における先の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (11) 第7条の5第1項に規定する再び職員等となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - (12) 第7条の5第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - (13) 第7条の5第3項第1号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - (14) 第7条の5第3項第2号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
 - (15) 第7条の5第3項第3号に規定する場合における職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - (16) 第7条の5第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
 - (17) 第7条の5第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
 - (18) 第7条の5第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
 - (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして知事が別に定める在職期間
- 3 退職した者の基礎在職期間（前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）に前項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、知事が別に定めるところにより、当該期間において職員等として在職していたものとみなす。
- 4 第1項各号に掲げる職員等の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員等の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。
- 5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員等の区分にあっては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員等の区分にあっては0円として、同項の規定を適用して計算した額
 - (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

6 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の4 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当する者に対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与が給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当に区分して支給される職員等については、それらの月額の合計額とし、その他の職員等については、この基本給月額に準じて知事が別に定める額とする。

第7条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

第7条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項第2号及び第3号中「役員及び」を「役員を含み、」に改め、同条第7項中「前6項」を「前各項」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第8項中「第5条第3項又は第10条の規定による」を「前条又は第10条の規定により」に改め、同条第9項中「規定による」を「規定により」に、「前8項」を「前各項」に改める。

第8条第1項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第6条の3の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が0円である者及び同条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
- (2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で知事が別に定めるもの

第12条第3項中「在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第12条の3第1項において同じ。)」を「基礎在職期間」に改める。

第12条の2第1項及び第5項並びに第12条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第14項中「第3条から第5条の2まで、第6条」を「第2条の3から第5条の2まで、第6条から第6条の4まで」に、同項第1号中「第3条から第5条の2まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の2まで及び第6条から第6条の4まで」に改める。

附則第29項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第30項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第31項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則に次の1項を加える。

37 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で知事が別に定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の4第2項に規定する給与が給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当に区分して支給される職員等に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員等に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして知事が別に定めるものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 職員等が新制度適用職員等(職員等であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の熊本県職員等退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第29項から第31項まで、附則第6条の規定による改正前の熊本県職員等退職手

当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年熊本県条例第73号。以下この条及び次条において「条例第73号」という。）附則第6項の規定、附則第7条の規定による改正前の熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年熊本県条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第8条の規定による改正前の熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年熊本県条例第67号。以下この条及び次条において「条例第67号」という。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の2まで及び第6条から第6条の4まで並びに附則第29項から第31項まで、附則第4条、附則第6条の規定による改正後の条例第73号附則第6項、附則第7条の規定による改正後の条例第39号附則第5項から第8項まで並びに附則第8条の規定による改正後の条例第67号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員等のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第7条の5第1項から第3項までの規定により新条例第6条の3第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員等としての引き続きいた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員等の職員等としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員等として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員等として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として知事が定める額」とする。

第3条 職員等が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員等として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第29項から第31項まで、附則第6条の規定による改正前の条例第73号附則第6項、附則第7条の規定による改正前の条例第39号附則第5項から第8項まで並びに附則第8条の規定による改正前の条例第67号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
ア 新条例第6条の3の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第6条の3の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
ア 新条例第6条の3の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員等として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として知事が別に定める額」とする。

第4条 新条例第6条の3の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	、その者の基礎在職期間	、平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間
第3項	基礎在職期間（	平成8年4月1日以後の基礎在職期間（

第5条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年熊本県条例第73号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第3条から第5条まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の2まで及び第6条から第6条の4まで」に改め、同項第2号中「第6条の規定により計算した」を「第2条の3、第3条、第5条及び第5条の2並びに第6条から第6条の3まで

の規定により計算した」に改める。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年熊本県条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第6項中「第4条(」を「第3条第1項(」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条及び」を「第3条第1項及び」に改める。

附則第7項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第8項中「第3条」を「第2条の3」に、「第6条」を「第6条から第6条の4まで」に改める。

附則第14項中「第3条から第5条の2まで」を「第2条の3及び第6条の4」に、「、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条」を「、新条例第2条の3から第5条の2まで及び第6条から第6条の4まで」に、同項第1号中「第3条から第5条の2まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の2まで及び第6条から第6条の4まで」に改める。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年熊本県条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年熊本県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第6条の3第1項及び第7条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第6条の3第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第7条第4項」を「第6条の3第1項及び第7条第4項」に、「同項」を「第6条の3第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての熊本県職員等退職手当支給条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成13年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第7条第4項」を「第6条の3第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の3第1項及び第7条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第6条の3第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

第17条中「第7条第4項」を「第6条の3第1項」に改める。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第13号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条 各号を次のように改める。

- (1) 税務手当
- (2) 感染症防疫作業手当
- (3) 放射線取扱作業手当
- (4) 漁ろう手当
- (5) 福祉業務手当
- (6) 潜水手当
- (7) 精神保健指定医等従事手当
- (8) 有害薬品等取扱作業手当
- (9) 種雄牛馬取扱作業手当
- (10) 舎監兼務手当

- (11) 訓練教育手当
- (12) 速記手当
- (13) ダム管理手当
- (14) と畜検査等手当
- (15) 夜間看護手当
- (16) 用地交渉従事手当
- (17) 消防訓練従事手当
- (18) 特殊現場作業手当
- (19) 家畜保健衛生業務従事手当
- (20) 漁業取締手当
- (21) 航空機とう乗作業手当
- (22) 衛生検査業務従事手当
- (23) し尿処理施設検査等従事手当
- (24) い草取扱作業手当
- (25) 結核患者等訪問指導手当
- (26) 狂犬病防疫作業手当
- (27) 植物検疫防除手当
- (28) 小型船舶海上作業手当
- (29) 公共土木施設災害応急作業手当
- (30) 温室内作業手当
- (31) 特殊教育学校等勤務手当
- (32) 夜間定時制勤務手当

第3条第1項中「熊本県税事務所、自動車税事務所又は地域振興局に勤務する職員（地域振興局の局長、局次長その他知事が定める者を除く。）」を「次項に掲げる職員」に改め、「徴収に関する事務」の次に「（次項において「事務」という。）」を加え、同条第2項中「1月につき、別表のとおり」を「次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 熊本県税事務所、自動車税事務所又は地域振興局に勤務する職員（次号及び第3号に掲げる職員並びに地域振興局に勤務する職員のうち知事が定めるものを除く。） 1月につき 20,000 円
- (2) 熊本県税事務所又は自動車税事務所に勤務する職員のうち管理職手当を受ける職員及び総務部に勤務する職員のうち知事が定めるもの 庁舎外において、事務に従事した日1日につき 1,000 円
- (3) 熊本県税事務所に勤務する職員のうち知事が定めるもの 庁舎外において、もっぱら納税指導及び相談業務に従事した日又は庁舎外において、事務に従事した日1日につき 1,000 円

第5条第2項第1号中「月額 13,000 円」を「日額 650 円」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項中「水産研究センター又は」を削り、同条第2項中「水産研究センターにあっては所長、苓洋高等学校にあっては校長（以下「所属長」という。）」を「苓洋高等学校長」に改め、同条第3項中「所属長」を「苓洋高等学校長」に、「こえる」を「超える」に改める。

第10条を次のように改める。

（福祉業務手当）

第10条 福祉業務手当は、次に掲げる職員が、福祉に関する業務に従事したときに支給する。

- (1) 福祉事務所に勤務する職員（所長及び次長を除く。）
- (2) 児童相談所又は福祉総合相談所に勤務する身体障害者福祉司、児童福祉司、知的障害者福祉司又は婦人相談業務に従事する社会福祉主事

2 福祉業務手当の額は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に規定する職員 現業業務に従事した日1日につき 600 円
- (2) 前項第2号に規定する職員 1月につき 12,000 円

第11条第3項を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条の見出しを「（有害薬品等取扱作業手当）」に改め、同条第1項中「有毒薬品取扱作業手当」を「有害薬品等取扱作業手当」に、「有毒薬品」を「有害薬品等」に改め、「化学的試験に従事する職員」の次に「又は病虫害防除作業に従事する職員」を加え、同条第2項中「有毒薬品取扱作業手当」を「有害薬品等取扱作業手当」に、「業務」を「前項の業務」に改める。

第16条の3を次のように改める。

第16条の3 削除

第16条の4第2項中「1月につき、4,200 円」を「前項の業務に従事した日1日につき 700 円」に改める。

第16条の5第2項中「1月につき 3,000 円」を「前項の業務に従事した日1日につき 150 円」に改める。

第17条から第22条までを次のように改める。

第17条から第22条まで 削除

第25条の4を次のように改める。

(特殊現場作業手当)

第25条の4 特殊現場作業手当は、次の各号に掲げる職員が、当該各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 坑内作業に従事する職員 トンネル及びたて坑（ダム建設工事における調査坑を含む。）の坑内で行う作業
- (2) 建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 人事委員会の定める地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業
- (3) 橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 水面下4メートル以上の深所で行う作業
- (4) かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 圧搾空気内で行う作業
- (5) 土木技術の職員のうち前各号に掲げる業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事するもの 別に知事が定める業務
- (6) 総務部又は地域振興局に勤務する職員 火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査

2 特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる業務 日額 560円
- (2) 前項第2号に掲げる業務 日額 220円（当該業務が20メートル以上の箇所で行われたときは、日額 320円）
- (3) 前項第3号に掲げる業務 日額 220円
- (4) 前項第4号に掲げる業務 業務に従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じ、次に定める額
 - ア 0.2メガパスカルまで 210円
 - イ 0.3メガパスカルまで 560円
 - ウ 0.3メガパスカルを超えるとき 1,000円
- (5) 前項第5号に掲げる業務 日額 400円
- (6) 前項第6号に掲げる業務 日額 750円

3 同一の日において、第1項第1号から第5号までの業務に従事する職員が、種類を異にする業務に従事した場合は、当該業務に係る手当の額のうち、最も高い手当の額を支給する。

第25条の6第2項中「370円」を「550円」に改める。

第25条の9第1項中「又は病院」を「、このころの医療センター又はこども総合療育センター」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条第2項に規定する衛生検査技師が臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）第1条」を「臨床検査技師及び衛生検査技師が、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条」に改め、同条第2項中「1月につき11,000円」を「前項の業務に従事した日1日につき550円」に改める。

第25条の10第1項中「環境保全課」を「環境生活部」に改める。

第25条の11の見出し及び同条中「藺草」を「い草」に改める。

第25条の14第1項中「職員」の次に「(所長を除く。)」を加え、同条第2項中「100分の8(所長については100分の4)」を「100分の6」に改める。

第25条の19第2項中「4,000円」を「2,000円」に改める。

第25条の20中「第3条第2項、第5条第2項第1号、第10条第2項、第16条の4第2項、第16条の5第2項、第25条の5第2項、第25条の9第2項」を「第3条第2項第1号、第10条第2項第2号、第25条の5第2項」に改める。

第26条第1項の表中

林務水産部漁政課水産研究センター

を

漁業取締事務所

水産研究センター

に改め、同条第2項の表を次のように改める。

感染症防疫作業手当	有害薬品等取扱作業手当 結核患者等訪問指導手当 狂犬病防疫作業手当
潜水手当	特殊現場作業手当（第25条の4第1項第3号に規定する業務に係るものに限る。）
ダム管理手当	特殊現場作業手当（第25条の4第1項第2号に規定する業務に係るものに限る。）
と畜検査等手当	感染症防疫作業手当 狂犬病防疫作業手当
特殊現場作業手当	用地交渉従事手当

公共土木施設災害応急作業手当	用地交渉従事手当 特殊現場作業手当
放射線取扱作業手当	有害薬品等取扱作業手当

第26条第3項の表中「土木技術現場作業手当」を「特殊現場作業手当」に、「有毒薬品取扱作業手当」を「有害薬品等取扱作業手当」に改める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第4号及び第6条の規定は、施行の日から平成19年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

3 施行の日から平成19年3月31日までの間は、この条例による改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後条例」という。)第3条第2項の規定の適用については同項第1号中「20,000円」とあるのは「22,000円」と、同項第2号及び第3号中「1,000円」とあるのは「1,100円」とし、改正後条例第25条の14第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは、「100分の7」とする。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第14号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

区 分	給 料 月 額
知 事	1,240,000円
副知事	970,000円
出納長	870,000円

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、常勤の監査委員及び公営企業管理者」を「及び常勤の監査委員」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

区 分	給 料 月 額
教育長	770,000円
常勤の監査委員	770,000円

(熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1,050,000円」を「970,000円」に、「940,000円」を「870,000円」に、「840,000円」を「780,000円」に改める。

(熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第4条 熊本県報酬及び費用弁償条例(昭和32年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

区 分	報 酬 額
1 教育委員会	委員長 月額 257,000円
	委員 月額 182,000円
2 選挙管理委員会	委員長 月額 189,000円
	委員 月額 151,000円

3	人事委員会	委員長	月額 216,000 円
		委員	月額 182,000 円
4	公安委員会	委員長	月額 216,000 円
		委員	月額 182,000 円
5	労働委員会	会長	月額 220,000 円
		公益委員	月額 182,000 円
		使用者委員	月額 165,000 円
		労働者委員	月額 165,000 円
6	収容委員会	会長	月額 129,000 円
		委員	月額 109,000 円
		あっ旋委員	月額 10,500 円
7	海区漁業調整委員会	会長	月額 65,000 円
		委員	月額 52,500 円
8	内水面漁場管理委員会	会長	月額 43,500 円
		委員	月額 37,000 円
9	監査委員	議員のうちから選任された者	月額 97,000 円
		識見を有する者のうちから選任された者	月額 216,000 円
10	公害審査会の委員		日額 17,600 円
11	公害被害者認定審査会	会長	日額 57,200 円
		副会長	日額 54,900 円
		委員	日額 52,600 円
		専門委員	日額 52,600 円
12	公害健康被害認定審査会	会長	日額 57,200 円
		副会長	日額 54,900 円
		委員	日額 52,600 円
		専門委員	日額 52,600 円
13	附属機関（公害審査会、公害被害者認定審査会及び公害健康被害認定審査会を除く。）の委員その他の構成員		日額 10,500 円。ただし、これにより難しい事由があると認められる者については、16,500 円以内で知事が定める額
14	前各号に掲げる者以外の非常勤職員		日額 35,600 円以内で知事が定める額。ただし、日額により難しい事由があると認められる者については、日額以外の方法で知事が認める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例、熊本県教育長等の給与等に関する条例、熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例又は熊本県報酬及び費用弁償条例の適用を受ける者（ただし、熊本県報酬及び費用弁償条例別表第1第13号又は第14号に掲げる者を除く。以下この項において「知事等」という。）で、当該知事等として受ける給料（熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成16年熊本県条例第41号。次項において「特例条例」という。）第1条の規定の適用を受ける者については、同条の規定により減額される前の給料をいう。）又は報酬（以下この項において「給料等」という。）の額が同日において受けていた給料等の額に達しないこととなる知事等には、施行日の前日を含む任期に係る期間の末日までの間、給料等のほか、その差額に相当する額を給料等として支給する。

3 「特例条例第1条の規定の適用については、同条中「別表第1に定める額」とあるのは「別表第1に定める額と熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第14号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第2項の規定による差額に相当する額との合計額」と、「同表に定める額」とあるのは「同表に定める額と平成18年改正条例附則第2項の規定による差額に相当する額との合計額」とする。

公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第15号

公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係条例の整備等を行うものとする。

(熊本県立大学教育職員の給与に関する条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 熊本県立大学教育職員の給与に関する条例(昭和28年熊本県条例第74号)

(2) 熊本県立大学条例(昭和39年熊本県条例第45号)

(県立学校の授業料等徴収条例の一部改正)

第3条 県立学校の授業料等徴収条例(昭和23年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第1条の2を第2条とし、第5条を削り、第6条を第5条とする。

(熊本県立学校及び熊本県市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の休職の特例に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県立学校及び熊本県市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の休職の特例に関する条例(昭和32年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

本則中「(大学を除く。)」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年熊本県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「(熊本県立大学教育職員の給与に関する条例(昭和28年熊本県条例第74号)第19条の規定により一般職員の例によることとされる場合を含む。)」を削る。

(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第3項を削る。

第10条中「、大学教育職員給与条例第16条」及び「、大学教育職員給与条例第20条」を削る。

(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例(昭和28年熊本県条例第74号)第16条」及び「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例第20条」を削る。

(熊本県手数料条例の一部改正)

第8条 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号の2を削り、同項第654号中「又は研究生若しくは科目等履修生の入学」を削り、同号エ及びオを削り、同項第655号中「のうち高等学校」を削り、同項第656号を次のように改める。

(656) 削除

第2条第1項第657号中「(前号で規定する事務を除く。)」を削り、同号オを削る。

第3条の表区分の欄中「及び第656号」を削り、同表納付者の欄中「入学又は」を削り、同表納付時期の欄中「又は学長」を削る。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第2条第2号に規定する教員、」を削る。

附 則

この条例は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第16号

公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例

公立大学法人熊本県立大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産(土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)、動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

公立大学法人熊本県立大学への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第17号

公立大学法人熊本県立大学への職員の引継ぎに関する条例

公立大学法人熊本県立大学への職員の引継ぎに関する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織は、公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成18年熊本県条例第15号）第2条の規定による廃止前の熊本県立大学条例（昭和39年熊本県条例第45号）第2条に規定する熊本県立大学とする。

附 則

この条例は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

熊本県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第18号

熊本県情報公開条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条の2」に、「第33条」を「第33条の2」に改める。

第2条第1項中「公営企業管理者」を「県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「実施機関の職員」の次に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第2号ウ中「職員並びに」を「職員、」に改め、「規定する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人の役員及び職員」を加え、同条第3号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第5号中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号イ中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号オ中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第15条第1項中「他の地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

第3章中第19条の前に次の1条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第18条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対しされた開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立てをすることができる。

第19条の見出し中「不服申立て」を「不服申立てがあった場合の手続」に改め、同条第1項中「（昭和37年法律第160号）」を削る。

第4章中第33条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の情報公開）

第33条の2 県の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、当該指定管理者が管理する県の公の施設の管理に関する情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

第39条中「30万円」を「50万円」に改める。

第2条 熊本県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び県が」を「、県が」に改め、「以下同じ。）」の次に「並びに熊本県住宅供給公社及び熊本県道路公社（以下「公社」という。）」を加え、同条第2項中「地方独立行政法人」の次に「及び公社」を加える。

第7条第2号ウ中「地方独立行政法人」の次に「及び公社」を加え、同条第3号及び第5号中「及び地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人及び公社」に改め、同条第6号中「若しくは地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人若しくは公社」に改め、同号オ中「又は地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人又は公社」に改める。

第15条第1項中「地方独立行政法人」の次に「、公社」を加える。

第18条の2の見出し中「地方独立行政法人」を「地方独立行政法人等」に改め、同条中「県が設立した地方独立行政法人」の次に「若しくは公社」を、「当該地方独立行政法人」の次に「又は当該公社」を加える。

附則第6項第1号中「及び警察本部長」を「、警察本部長及び公社」に改め、同項に

次の1号を加える。

(6) 平成19年3月31日以前に実施機関(公社に限る。)の役員又は職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が管理しているもの

第3条 熊本県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成19年4月1日から、第3条の規定は平成19年10月1日から施行する。

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第19号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。目次中「第26条」を「第25条の8」に改める。

第2条第2号中「公営企業管理者」を「県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第3号中「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削り、同条第5号中「実施機関の職員」の次に「(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)」を加える。

第6条第4項第1号中「県」の次に「若しくは県が設立した地方独立行政法人」を、「規定する職員」の次に「及び県が設立した地方独立行政法人の役員」を加える。

第7条第3項第6号及び第8条第2項第7号中「地方独立行政法人」を「県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人」に改める。

第16条第3号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

第25条の7第1項中「決定」の次に「(以下「利用停止決定等」という。)」を加え、同条第4項中「決定」を「利用停止決定等」に改め、「60日」との次に「、「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と」を加える。

第2章第3節中第26条の前に次の1条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第25条の8 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対しされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による異議申立てをすることができる。

第26条第1項中「開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定」を「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」に改め、「(昭和37年法律第160号)」を削り、同項第3号中「第25条第1項又は前条第1項の決定」を「訂正決定等又は利用停止決定等」に改める。

第28条中「第19条第7項」を「第19条第8項」に改める。

第32条第2項中「県」の次に「及び県が設立した地方独立行政法人」を加える。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第20号

熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例

熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)の一部を次のように改正する。

第9条ノ3を次のように改める。

第9条ノ3 前条ノ場合ニ於テ恩給ノ請求及支給ノ請求ヲ為スベキ同順位者二人以上アルトキハ其ノ一人ガ為シタル請求ハ全員ノ為其ノ全額ニ付之ヲ為シタルモノト看做シ其ノ一人ニ対シテ為シタル支給ハ全員ニ対シテ之ヲ為シタルモノト看做ス

第10条第1項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第21号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第7号までを次のように改める。

(1) から (7) まで 削除

第2条第1項第60号の次に次の3号を加える。

(60) の2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第4項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく同法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付
性風俗関連特殊営業届出確認書交付手数料

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項又は第9項の営業を営もうとする者 11,900円

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第7項、第8項若しくは第10項の営業を営もうとする者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる者 3,400円

(60) の3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第4項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく同法第27条第2項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第2項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付
性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料 1,500円

(60) の4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第4項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付
性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料 1,200円

第2条第1項第130号から第132号までを次のように改める。

(130) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第22条の規定に基づく通訳案内士の登録証の交付

通訳案内士登録証交付手数料 5,100円

(131) 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正

通訳案内士登録証訂正手数料 4,100円

(132) 通訳案内士法第24条の規定に基づく登録証の再交付

通訳案内士登録証再交付手数料 4,100円

第2条第1項第156号を次のように改める。

(156) 削除

第2条第1項第170号及び第171号を次のように改める。

(170) 及び (171) 削除

第2条第1項第228号の次に次の1号を加える。

(228) の2 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく種畜証明書の交付

種畜証明書交付手数料 2,200円

第2条第1項第229号中「(昭和25年法律第209号)」を削り、同項第237号の次に次の1号を加える。

(237) の2 地方税法第700条の15第2項の規定に基づく免税軽油使用者証の交付（再交付を含み、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の7第5項の規定に基づく書換えを除く。）

免税軽油使用者証交付手数料 1通につき500円。ただし、2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けようとする場合にあっては、交付を受けようとする者ごとに500円

第2条第1項第258号の次に次の1号を加える。

(258) の2 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第14条第4項の規定に基づく認証書若しくは認証した旨を附記した規則又は同法第28条第2項の規定に基づく認証書若しくは認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類の謄本の再交付
宗教法人規則謄本等再交付手数料 1部につき 400円

第2条第1項第273号ア中「8,500円」の次に「(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、8,000円)」を加え、同号イ中「6,700円」の次に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、6,200円)」を加え、同項第277号ア中「10,000円」の次に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、9,500円)」を加え、同号イ中「9,400円」の次に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,900円)」を加え、同号ウ及びエ中「10,000円」の次に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、9,500円)」を加え、

同号才中「9,400円」の次に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,900円)」を加え、同項第297号中「第7条第1項及び第2項」を「第8条第1項及び第2項」に、「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同項第298号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に改め、同項第299号中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に、「第4条第3号」を「第4条第1項第3号」に改め、同項第300号を次のように改める。

(300) 削除

第2条第1項第301号中「第4条第6号」を「第4条第1項第5号」に改め、同項第512号中「23,000円」の次に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、22,500円)」を加え、同項第582号の6の次に次の4号を加える。

(582) の7 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査

動物取扱業登録申請手数料 15,500円。ただし、同時に他の動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の登録の申請を行う場合(事業所が同一である場合に限る。)における当該他の同項の登録に係る手数料については、11,000円

(582) の8 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査

動物取扱業登録更新申請手数料 15,500円。ただし、同時に他の動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の登録の更新の申請を行う場合(事業所が同一である場合に限る。)における当該他の同項の登録の更新に係る手数料については、11,000円

(582) の9 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査

特定動物飼養等許可申請手数料 15,500円。ただし、同時に他の動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の許可の申請を行う場合(飼養又は保管に係る施設が同一である場合に限る。)における当該他の同項の許可に係る手数料については、11,000円

(582) の10 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査

特定動物飼養等変更許可申請手数料 15,500円。ただし、同時に他の動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の変更の許可の申請を行う場合(飼養又は保管に係る施設が同一である場合に限る。)における当該他の同項の変更の許可に係る手数料については、11,000円

第2条第1項第589号及び第590号を次のように改める。

(589) 及び (590) 削除

第2条第1項第591号中「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」の次に「(昭和55年熊本県条例第41号)」を加え、同項第616号の次に次の1号を加える。

(616) の2 計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第40条第3項の経済産業大臣が別に定める基準による計量管理に関する試験の実施

主任計量者試験手数料 1,200円

第2条第1項第618号から第620号までを次のように改める。

(618) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付の申請に対する審査

介護支援専門員証交付申請手数料 2,000円。ただし、書換え交付又は再交付に係る申請の場合は、1,500円

(619) 介護保険法第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の更新の申請に対する審査

介護支援専門員証更新申請手数料 2,000円

(620) 削除

第2条第1項第621号中「(平成9年法律第123号)」を削り、同項第622号の次に次の1号を加える。

(622) の2 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査

介護サービス情報調査事務手数料 45,000円

第2条第1項第623号を次のように改める。

(623) 介護保険法第115条の29第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表

介護サービス情報公表事務手数料 14,000円

第2条第1項第623号の23の次に次の7号を加える。

(623) の24 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第1項の規定に基づく鳥獣飼養登録(同条第5項の規定に基づく登録の更新を含む。)又は同条第6項の規定に基づく登録票の再交付の申請に対する審査

鳥獣飼養登録又は登録票再交付申請手数料 3,500円

(623) の25 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査

狩猟免許申請手数料

ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者の場合

4,000円

イ その他の者の場合 5,300円

(623) の26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく

- 狩猟免許の再交付
 狩猟免許再交付手数料 1,100 円
- (623) の 27 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 51 条第 1 項の規定に基づく
 狩猟免許の更新の申請に対する審査
 狩猟免許更新申請手数料 2,900 円
- (623) の 28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく
 狩猟者の登録又は同法第 61 条第 1 項の規定に基づく狩猟者の変更登録
 狩猟者登録又は狩猟者変更登録手数料 1,900 円
- (623) の 29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 61 条第 5 項の規定に基づく
 狩猟者登録証の再交付
 狩猟者登録証再交付手数料 1,100 円
- (623) の 30 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 61 条第 5 項の規定に基づく
 狩猟者記章の再交付
 狩猟者記章再交付手数料 1,000 円
- 第 2 条第 1 項第 644 号の次に次の 3 号を加える。
- (644) の 2 県立職業能力開発校（職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 9 条に規定する普通課程の普通職業訓練の訓練科に限る。次号において同じ。）の入校試験の実施
 県立職業能力開発校入校試験手数料 1 人につき 2,200 円
- (644) の 3 県立職業能力開発校の入校に係る事務
 県立職業能力開発校入校料 1 人につき 5,650 円
- (644) の 4 県立職業能力開発校による修了証明書又は成績証明書の交付（県立職業能力開発校に在籍する訓練生からの請求に係る証明書の交付を除く。）
 県立職業能力開発校証明書交付手数料 1 通につき 400 円
- 第 2 条第 1 項第 650 号の次に次の 3 号を加える。
- (650) の 2 県立農業大学校農学部入学試験の実施
 県立農業大学校農学部入学試験手数料 1 人につき 2,200 円
- (650) の 3 県立農業大学校農学部入学に係る事務
 県立農業大学校農学部入学料 学生 1 人につき 5,650 円
- (650) の 4 県立農業大学校による卒業証明書、修了証明書、単位履修証明書又は成績証明書の交付（県立農業大学校の学生又は研修生の請求に係る証明書の交付を除く。）
 県立農業大学校証明書交付手数料 1 通につき 400 円
- 第 3 条の表区分の欄中「第 297 号から第 301 号まで」を「第 297 号から第 299 号まで、第 301 号」に、「第 2 条第 1 項第 646 号」を「第 2 条第 1 項第 644 号の 3、第 646 号、第 650 号の 3」に改め、同表納付者の欄中「入学しようとする者」を「入校又は入学しようとする者」に改める。
- 第 4 条中第 13 項を第 15 項とし、第 12 項の次に次の 2 項を加える。
- 13 第 2 条第 1 項第 622 号の 2 の手数料は、介護保険法第 115 条の 30 第 1 項の規定により指定調査機関が調査を行う場合は、当該指定調査機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定調査機関の収入とする。
- 14 第 2 条第 1 項第 623 号の手数料は、介護保険法第 115 条の 36 第 1 項の規定により指定情報公表センターが公表を行う場合は、当該指定情報公表センターに納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定情報公表センターの収入とする。
- 別表第 17 種別の欄中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の次に「圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加える。
- 別表第 19 の 2 を次のように改める。
- 別表第 19 の 2（第 2 条第 1 項第 477 号の 28 関係）

区 分	金 額
1 薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に規定する医薬品又は輸 出用医薬品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	47,200 円
2 前号に規定する適合性調査申請において試験検査を製造所以 外の施設（以下「外部」という。）で行った場合（他に委託し て行った場合を含む。以下同じ。）に追加する適合性調査申請	15,200 円
3 薬事法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に規定する医薬品又は輸 出用医薬品の定期調査時の適合性調査申請	100,500 円 ただし、調査品目の数が 2 以上で ある場合にあっては、1 を超える調 査品目の数に 2,000 円を乗じて得た 金額を加算した金額とする。
4 前号に規定する適合性調査申請において試験検査を外部で行 った場合に追加する適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が 2 以上で ある場合にあっては、1 を超える調

	査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
5 薬事法施行規則第26条第1項第4号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	32,500円
6 前号に規定する適合性調査申請において試験検査を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	15,200円
7 薬事法施行規則第26条第1項第4号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の定期調査時の適合性調査申請	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
8 前号に規定する適合性調査申請において試験検査を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
9 薬事法施行規則第26条第1項第5号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	15,200円
10 薬事法施行規則第26条第1項第5号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の定期調査時の適合性調査申請	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
11 薬事法施行規則第26条第2項第2号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	32,500円
12 前号に規定する適合性調査申請において試験検査を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	15,200円
13 薬事法施行規則第26条第2項第2号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の定期調査時の適合性調査申請	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
14 前号に規定する適合性調査申請において試験検査を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
15 薬事法施行規則第26条第2項第3号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	15,200円
16 薬事法施行規則第26条第2項第3号に規定する医薬品又は輸出用医薬品の定期調査時の適合性調査申請	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
17 薬事法施行規則第26条第3項第1号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	47,200円
18 前号に規定する適合性調査申請において試験検査を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	15,200円

19 薬事法施行規則第26条第3項第1号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の定期調査時の適合性調査申請	100,500 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
20 前号に規定する適合性調査申請において試験検査を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
21 薬事法施行規則第26条第3項第2号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	32,500 円
22 前号に規定する適合性調査申請において試験検査を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	15,200 円
23 薬事法施行規則第26条第3項第2号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の定期調査時の適合性調査申請	70,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
24 前号に規定する適合性調査申請において試験検査を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
25 薬事法施行規則第26条第3項第3号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	15,200 円
26 薬事法施行規則第26条第3項第3号に規定する医薬部外品又は輸出用医薬部外品の定期調査時の適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
27 薬事法施行規則第26条第5項第2号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	47,200 円
28 前号に規定する適合性調査申請において試験検査又は設計及び開発を外部で行った場合（他に委託して行った場合を含む。以下同じ。）に追加する適合性調査申請	15,200 円
29 薬事法施行規則第26条第5項第2号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の定期調査時の適合性調査申請	100,500 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
30 前号に規定する適合性調査申請において試験検査又は設計及び開発を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

31 薬事法施行規則第26条第5項第3号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	32,500 円
32 前号に規定する適合性調査申請において試験検査又は設計及び開発を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	15,200 円
33 薬事法施行規則第26条第5項第3号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の定期調査時の適合性調査申請	70,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
34 前号に規定する適合性調査申請において試験検査又は設計及び開発を外部で行った場合に追加する適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
35 薬事法施行規則第26条第5項第4号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の承認申請時又は輸出届出時の適合性調査申請	15,200 円
36 薬事法施行規則第26条第5項第4号に規定する医療機器又は輸出用医療機器の定期調査時の適合性調査申請	30,600 円 ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第156号、第170号、第171号及び第297号から第301号までの改正規定、第3条の改正規定(同条の表区分の欄中「第297号から第301号まで」を「第297号から第299号まで、第301号」に改める部分に限る。)並びに附則第4項の規定(熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)別表第1手数料の項中第148号、第161号、第162号及び第274号の改正規定に限る。) 公布の日
- (2) 第2条第1項第60号の次に3号を加える改正規定及び附則第4項の規定(熊本県収入証紙条例別表第1手数料の項中第57号の次に3号を加える改正規定に限る。) 平成18年5月1日
- (3) 第2条第1項第582号の6の次に4号を加える改正規定、第589号から第591号までの改正規定及び附則第4項の規定(熊本県収入証紙条例別表第1手数料の項中第529号の2の次に4号を加える改正規定に限る。) 平成18年6月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第390号)附則第2条第1項の規定により、平成18年6月1日前に動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第68号)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定の例に基づき特定動物の飼養又は保管の許可を申請する者が県に納めなければならない手数料の額は、改正後の第2条第1項第582号の9に規定する額とする。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 4 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
- 別表第1手数料の項第1号から第7号までを次のように改める。
- | | | | | |
|------|-----|----|------|-----------------------|
| 1 | から | 7 | まで | 削除 |
| 別表第1 | 手数料 | の項 | 第57号 | の次に |
| | | | 次の | 3号 |
| | | | を加 | える。 |
| | 57 | の | 2 | 性風俗関連特殊営業届出確認書交付手数料 |
| | 57 | の | 3 | 性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料 |
| | 57 | の | 4 | 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料 |
- 別表第1手数料の項第148号を次のように改める。
- | | |
|-----|----|
| 148 | 削除 |
|-----|----|
- 別表第1手数料の項第161号及び第162号を次のように改める。

別表第1手数料の項第218号の次に次の1号を加える。	161及び162 削除
別表第1手数料の項第225号の次に次の1号を加える。	218の2 種畜証明書交付手数料
別表第1手数料の項第240号の次に次の1号を加える。	225の2 免税軽油使用者証交付手数料
別表第1手数料の項第274号を次のように改める。	240の2 宗教法人規則謄本等再交付手数料
別表第1手数料の項第529号の2の次に次の4号を加える。	274 削除
別表第1手数料の項第561号から第563号までを次のように改める。	529の3 動物取扱業登録申請手数料
	529の4 動物取扱業登録更新申請手数料
	529の5 特定動物飼養等許可申請手数料
	529の6 特定動物飼養等変更許可申請手数料
別表第1手数料の項第564号の22の次に次の7号を加える。	561 主任計量者試験手数料
	562 介護支援専門員証交付申請手数料
	563 介護支援専門員証更新申請手数料
	564の23 鳥獣飼養登録又は登録票再交付申請手数料
	564の24 狩猟免許申請手数料
	564の25 狩猟免許再交付手数料
	564の26 狩猟免許更新申請手数料
	564の27 狩猟者登録又は狩猟者変更登録手数料
	564の28 狩猟者登録証再交付手数料
	564の29 狩猟者記章再交付手数料
別表第1手数料の項第574号の次に次の2号を加える。	別表第1手数料の項第574号の次に次の2号を加える。
	574の2 県立農業大学校農学部入学試験手数料
	574の3 県立農業大学校証明書交付手数料

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第22号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和27年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名中「徴収」を「賦課徴収」に改める。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。次条において「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、自動車税の賦課徴収に関し、熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の特例を設けることを目的とする。

第1条の2及び第4条を削る。

第3条第1項中「発行する」の次に「規則で定める」を加え、「4月中」を「5月中」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第2項中「熊本県熊本財務事務所長」を「熊本県自動車税事務所長」に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（自動車税の税率）

第2条 特例法第2条第4項から第6項までに規定するアメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税（以下「自動車税」という。）の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）普通乗用車

ア 総排気量が4.5リットル以下のもの 年額 19,000円

イ 総排気量が4.5リットルを超えるもの 年額 22,000円

（2）小型乗用車 年額 7,500円

（3）普通トラック 年額 32,000円

（4）小型トラック 年額 7,500円

（5）特種用途車 年額 当該特種用途車の種類、構造及び大きさが、最も類似する前各号に掲げる自動車について当該各号に定める額とする。

第5条第2号中「自動車登録原簿の登録又はまっ消登録」を「自動車登録ファイルの抹

消登録」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例第2条の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第23号

熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

熊本県介護保険財政安定化基金条例（平成12年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第1項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第24号

熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例

（設置）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。次条において「法」という。）第98条第1項の規定に基づき、熊本県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（委員）

第2条 法第98条第2項に規定する審査会の委員の定数は、10人以内とする。

（庶務）

第3条 審査会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（雑則）

第4条 この条例に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県子ども総合療育センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第25号

熊本県子ども総合療育センター条例等の一部を改正する条例

（熊本県子ども総合療育センター条例の一部改正）

第1条 熊本県子ども総合療育センター条例（昭和30年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第6条の2第4項の児童短期入所」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項の短期入所」に改め、同条第3項中「法第6条の2第4項の児童短期入所」を「障害者自立支援法第5条第8項の短期入所」に改める。

別表種別の欄中「児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所」を「障害者自立支援法第5条第8項の短期入所」に改め、同表金額の欄中「児童福祉法第21条の10第2項第1号に掲げる額」を「障害者自立支援法第29条第3項の規定により算定した費用の額」に改める。

（熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第2条 熊本県身体障害者リハビリテーションセンター条例（昭和53年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第3条第6号を次のように改める。

（6）身体障害者の自立支援医療に係る医療機関の指定、指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うこと。

（熊本県知的障害者授産施設条例の一部改正）

第3条 熊本県知的障害者授産施設条例（昭和61年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

（1）障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項の短期入所

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条中「法第4条第4項の知的障害者短期入所、」を「障害者自立支援法第5条第

8項の短期入所又は」に改め、「又は児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所」を削る。
 第8条第1項中「法第4条第4項の知的障害者短期入所、」を「障害者自立支援法第5条第8項の短期入所又は」に改め、「又は児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所」を削る。
 別表を次のように改める。
 別表（第5条、第8条関係）

種 別	金 額
障害者自立支援法第5条第8項の短期入所	障害者自立支援法第29条第3項の規定により算定した費用の額
法第5条第4項の知的障害者授産施設支援	法第15条の11第2項第1号に掲げる額

（熊本県精神障害者社会復帰施設条例の一部改正）
 第4条 熊本県精神障害者社会復帰施設条例（平成6年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。
 第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
 （3） 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項の短期入所
 第9条及び同条の表中「施設」を「施設等」に改め、同条の表に次のように加える。

障害者自立支援法第5条第8項の短期入所	障害者自立支援法第29条第3項の規定により算定した費用の額
---------------------	-------------------------------

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）
 第5条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。
 別表第59号中「児童短期入所事業又は」、「身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業を行う事業所」及び「知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業を行う事業所」を削り、「介護老人保健施設」の次に、「短期入所、共同生活援助又は障害者デイサービスを行う事業所（精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業を行う事業所を除く。）」を加え、「第2条第4号シ」を「第2条第4号ス」に改める。
 （熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正）

第6条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。
 第2条第4号イ中「児童短期入所事業又は」を削り、同号ウ中「身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業を行う事業所並びに同法に規定する」を削り、同号エ中「並びに同法に規定する精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業を行う事業所」を削り、同号キ中「知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業を行う事業所並びに同法に規定する」を削り、同号シ中「サ」を「シ」に改め、同号中シをストし、サの次に次のように加える。
 シ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する短期入所、共同生活援助又は障害者デイサービスを行う事業所
 附 則
 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県立保健学院条例を廃止する条例をここに公布する。
 平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第26号

熊本県立保健学院条例を廃止する条例
 熊本県立保健学院条例（昭和46年熊本県条例第75号）は、廃止する。
 附 則

- （施行期日）
- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
 （熊本県手数料条例の一部改正）
 - 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 第2条第1項第634号を削り、同項第634号の2中「県立保健学院による」を「旧熊本県立保健学院に係る」に改め、「在学証明書」及び「（県立保健学院の学生の申請に係る証明書の交付を除く。）」を削り、同号を同項第634号とする。
 （熊本県収入証紙条例の一部改正）

- 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項中第566号を削り、第566号の2を第566号とする。

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第27号

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号。）第1条に規定する動物」を「法第26条第1項に規定する特定動物」に改める。

第5条から第9条までを削る。

第10条中「第4条各号」を「前条各号」に改め、同条を第5条とし、第11条から第15条までを5条ずつ繰り上げる。

第16条中「特定動物又は犬」を「犬」に、「当該特定動物又は当該犬」を「当該犬」に改め、同条を第11条とし、第17条を第12条とする。

第17条の2中「第13条」を「第24条又は第33条」に改め、同条を第13条とする。

第18条第1項中「第11条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第19条中「この条例の」を「法及びこの条例の」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第16条 第11条第1号の規定により命ぜられた措置をとらなかった者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第20条を削る。

第21条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「第14条」を「第9条」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第16条第2号又は第3号」を「第11条第2号又は第3号」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第17条とする。

第22条中「一に」を「いずれかに」に、同条第1号中「第10条第1号」を「第5条第1号」に、同条第2号中「第15条第1項」を「第10条第1項」に、同条第3号中「第16条第4号」を「第11条第4号」に、同条第4号中「第17条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

第19条 第11条第5号の規定により命ぜられた措置をとらなかった者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

第23条を削る。

第24条中「第20条」を「第16条」に改め、同条を第20条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。
別表中第27号を次のように改める。

<p>27 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第10条第1項及び第11条の規定による登録に関する事務</p> <p>(2) 法第12条の規定による登録の拒否に関する事務</p> <p>(3) 法第13条第1項の規定による登録の更新に関する事務</p> <p>(4) 法第14条第1項及び第2項の規定による変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(5) 法第15条の規定による閲覧に関する事務</p> <p>(6) 法第16条第1項の規定による廃業等の届出の受理に関する事務</p> <p>(7) 法第17条の規定による登録の抹消に関する事務</p> <p>(8) 法第19条第1項の規定による登録の取消し及び命令に関する事務</p> <p>(9) 法第22条第3項に規定する研修に関する事務</p> <p>(10) 法第23条並びに第25条第1項及び第2項の規定による勧告及び命令に関する事務</p> <p>(11) 法第24条第1項及び第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関</p>	<p>熊本市</p>
--	------------

<p>する事務</p> <p>(12) 法第26条第1項の規定による許可に関する事務</p> <p>(13) 法第28条第1項及び第3項の規定による変更の許可等に関する事務</p> <p>(14) 法第29条の規定による許可の取消しに関する事務</p> <p>(15) 法第32条の規定による措置命令に関する事務</p>	
--	--

別表中第53号を次のように改める。

<p>53 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年熊本県条例第41号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第6条第1項の規定による捕獲及び収容に関する事務</p> <p>(2) 条例第7条第1項の規定による通知に関する事務</p> <p>(3) 条例第7条第2項の規定による公示に関する事務</p> <p>(4) 条例第7条第3項の規定による処分に関する事務</p> <p>(5) 条例第8条第1項の規定による薬殺に関する事務</p> <p>(6) 条例第9条の規定による通報の受理に関する事務</p> <p>(7) 条例第10条第1項の規定による届出に関する事務</p> <p>(8) 条例第11条の規定による命令に関する事務</p> <p>(9) 条例第12条第1項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問に関する事務</p>	熊本市
---	-----

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 平成18年5月31日までの間に限り、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条第2項の規定による許可に関する事務は、熊本市が処理することとする。

熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第28号

熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計条例を廃止する条例
熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計条例（昭和44年熊本県条例第22号）は、廃止する。

附 則
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県雇用対策審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第29号

熊本県雇用対策審議会設置条例を廃止する条例
熊本県雇用対策審議会設置条例（昭和39年熊本県条例第22号）は、廃止する。

附 則
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第30号

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
熊本県立職業能力開発校条例（昭和44年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。
（授業料の徴収等）

第4条 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する普通課程の普通職業訓練を受ける訓練生は、授業料を納めなければならない。

2 前項の授業料の額は、1人につき年額115,200円とする。

3 授業料は、年額の2分の1に相当する額を、それぞれ4月及び10月に納付しなければならない。

4 既納の授業料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りで

ない。

- 5 知事は、特別の事情があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
2 この条例の施行の日前から引き続き熊本県立職業能力開発校に在籍する訓練生に係る授業料については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第31号

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立技術短期大学校条例（平成8年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表授業料の項中「337,900円」を「384,600円」に改め、同表聴講料の項中「4,300円」を「4,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県農業公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第32号

熊本県農業公園条例の一部を改正する条例

熊本県農業公園条例（平成2年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。
別表第1中

一般人	個人	1人1回につき310円	1人1回につき100円
	団体（30人以上）	1人1回につき250円	1人1回につき80円

を「

一般人	個人	1人1回につき310円	1人1回につき100円
		1人1年につき 1,300円	
	団体（30人以上）	1人1回につき250円	1人1回につき80円

に改め、同表中備考を備考第1号とし、同表備考に次の1号を加える。

- 2 1人1年の入園料の有効期間は、入園料の納付の日から起算して1年間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第33号

熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立農業大学校条例（昭和57年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 大学校に農学部及び研修部を置く。
第4条を第5条とし、第3条の次に次の1項を加える。
（授業料の徴収等）

第4条 大学校農学部の学生は、授業料を納めなければならない。

- 2 前項の授業料の額は、1人につき年額115,200円とする。
3 授業料は、年額の2分の1に相当する額を、それぞれ4月及び10月に納付しなければならない。
4 既納の授業料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。
5 知事は、特別の事情があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条に1項を加える改正規

定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の前日から引き続き熊本県立農業大学校農学部¹に在学する者に係る授業料については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第34号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成18年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「市町村の合併の特例に関する法律」を「旧市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域（当該合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以下この項において「旧町村区域」という。）内に係る平成18年度分までの占用料については、旧町村区域を町村の区域とみなして、第2条又は熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成8年熊本県条例第66号）附則第3項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第35号

熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び別表第2に定める額に100分の105を乗じて得た額」を「、別表第2、別表第3又は別表第4により算定した額」に、「及び土石採取料又は別表第3及び別表第4に定める土地占用料及び」を「、土石採取料、土地占用料又は」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「平成18年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「市町村の合併の特例に関する法律」を「旧市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域（当該合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以下この項において「旧町村区域」という。）内に係る平成18年度分までの土地占用料については、旧町村区域を町村の区域とみなして、第2条の規定を適用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

種 別	区 分		流水占用料の額（年額） （次の式により算定した額）
発電の原動力の用に供するもの	揚水式発電 所以外の発電所	1 (1) 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始した発電所 (2) 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和40年10月1日以降に当該施設又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（増設以後の理論水力についてこの項に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力につい	{1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} × 105 / 100

		て2の項に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。)	
		2 1の項に掲げる発電所以外の発電所	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)}×105/100
揚水式発電所	3	(1) 昭和48年4月1日以降に発電を開始した発電所 (2) 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和48年4月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(次に掲げるものを除く。) ア 昭和40年9月30日以前において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力について5の項に掲げる式により算出した額に満たないもの イ 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項に掲げる式により算定した額が、増設前の理論水力について4の項に掲げる式により算定した額に満たないもの	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数a×105/100
	4	昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所(3の項の(2)に掲げるものを除く。)	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数b×105/100
	5	3の項及び4の項に掲げる発電所以外の発電所	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数b×105/100
発電所以外の水利使用に供するもの	精米等の原動力、魚類等の養殖その他これらに類するものの用に供するもの		許可使用水量毎秒1立方メートルにつき21,000円
	鉱工業用その他これに類するものの用に供するもの		許可使用水量毎秒1立方メートルにつき172万8,300円
<p>この表の流水占用料の額(年額)の欄に掲げる式において</p> <p>1 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。</p> <p>2 補正係数a及び補正係数bは、各発電所ごとに国土交通大臣が次の式により算定した数値とする。</p> <p>(1) 補正係数a (年間発生電力量-揚水に係る年間発生電力量×5/6) / 年間発生電力量</p> <p>(2) 補正係数b (年間発生電力量-揚水に係る年間発生電力量×3/4) / 年間発生電力量</p>			
<p>備考</p> <p>(1) 発電の原動力の用に供する場合においては、新たに通水を開始したときは通水開始の月から起算し、通水を廃止したときは通水廃止の月までを使用の期間として算定する。使用水量に増減があった場合も同様とする。</p> <p>(2) 発電以外の水利使用に供する場合においては、使用があった月から起算し、</p>			

使用を廃止したときは廃止の月までを使用の期間として算定する。
別表第2中「採取料の額」を「土石採取料の額」とし、

120 円	126 円
150 円	157 円 50 銭
100 円	105 円
130 円	136 円 50 銭
145 円	152 円 25 銭
50 円	52 円 50 銭
65 円	68 円 25 銭
95 円	99 円 75 銭

を に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第36号

熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例
熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に定める額の占用料」を削り、「に定める額に100分の105を乗じて得た額」を「により算定した額」に、「土石採取料」を「占用料又は土石採取料」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「平成18年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「市町村の合併の特例に関する法律」を「旧市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域（当該合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以下この項において「旧町村区域」という。）内に係る平成18年度分までの占用料については、旧町村区域を町村の区域とみなして、第2条の規定を適用する。

別表第2中「採取料の額」を「土石採取料の額」とし、

110 円	115 円 50 銭
150 円	157 円 50 銭
100 円	105 円
130 円	136 円 50 銭
145 円	152 円 25 銭
50 円	52 円 50 銭
65 円	68 円 25 銭
95 円	99 円 75 銭

を に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第37号

熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例
熊本県一般海域管理条例（平成12年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「に定める使用料」を削り、「に定める額に100分の105を乗じて得た額」を「により算定した額」に、「土石採取料」を「使用料又は土石採取料」に改める。

附則第4項中「平成18年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「市町村の合併の特例に関する法律」を「旧市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域（当該合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以下この項において「旧町村区域」という。）内に係る平成18年度分までの使用料については、旧町村区域を町村の区域とみなして、第8条の規程を適用する。
- 別表第2中「採取料の額」を「土石採取料の額」とし、

110 円	を	115 円 50 銭	に改める。
150 円		157 円 50 銭	
100 円		105 円	
130 円		136 円 50 銭	
145 円		152 円 25 銭	
50 円		52 円 50 銭	
65 円		68 円 25 銭	
95 円		99 円 75 銭	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第38号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 第1条 熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「別表第1」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

区 分	有料公園施設
熊本県民総合運動公園	野球場 ソフトボール場 テニスコート バレーコート サッカー場 多目的広場 弓道場 相撲場 体育館 運動広場 補助競技場 投てき場 屋内運動広場 陸上競技場
熊本県営八代運動公園	野球場 多目的広場 陸上競技場
水俣広域公園	テニスコート 多目的広場 グランウンド・ゴルフ場

第5条第2項中「、ゲートボール場、トレーニング広場」を削り、同条第3項中「表1、表2」を「表1から表3まで」に改め、同項の表1を次のように改める。

1 熊本県民総合運動公園

休園日	開園時間			
(1) 火曜日（火曜日 が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の場合は、翌日） (2) 12月29日から翌年1月3日まで（(1)に該当する場合を除く。）	体育館			午前9時から午後9時30分まで
		屋内運動広場	グラウンド	
	室内温水プール		7月から9月まで	午前10時から午後9時まで
			10月から翌年6月まで	午前9時から午後9時まで
	陸上競技場		専用使用	午前9時から午後9時30分まで
		一般使用	午前9時から午後7時まで	
	その他	照明設備を有する有料公園施設	4月から10月まで	午前6時30分から午後9時30分まで
			11月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
		その他照明設備のない有料公園施設	4月から10月まで	午前6時30分から午後7時まで
			11月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで

第5条第3項の表2の次に次の表を加える。

3 水俣広域公園

休園日	開園時間		
(1) 火曜日(火曜日 が国民の祝日に関する法 律第3条に規定する休日 の場合は、翌日)	テニスコート	4月から9月まで	午前8時から午後9時まで
		10月から翌年3月ま で	午前9時から午後9時まで
(2) 12月29日から 翌年1月3日まで((1) に該当する場合を除く。)	多目的広場 グラウンド・ゴル フ場	4月から9月まで	午前8時から午後7時まで
		10月から翌年3月ま で	午前9時から午後5時まで

第9条第2項中「別表第3の1の表から別表3の7の表まで及び別表第4の1の表」を「別表第2の1の表」に改める。

第18条第2項中「別表第3の1の表」を「別表第2の1の表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とする。

別表第3の1の表中

多目的広場	1面1時間につき	280円 590円
-------	----------	--------------

を

多目的広場 A	1面1時間につき	280円 590円
多目的広場 B	1面1時間につき	360円
多目的広場 C		750円

に改め、

ゲートボール場	1時間につき	360円
トレーニング広場		750円

を削る。

別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

別表に次の表を加える。

別表第4(第9条、第18条関係)

1 水俣広域公園体育施設使用料

区分	単位		金額
テニスコート	クレーコート	1面1時間につき	180円 370円
		クレーコート以外の コート	1面1時間につき
多目的広場	多目的広場 A 多目的広場 B	1面1時間につき	50円 50円
		多目的広場 C	1面1時間につき
	グラウンド・ゴルフ場	専用使用	全部を使用する場合1時 間につき
一般使用		1ラウンド(16ホールプ レー)につき	200円 420円

備考

- 1 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 主として高校生以下の者が利用するときの使用料は、区分に応じて定める金額の上段の額とし、それ以外の者が利用するときの使用料は、区分に応じて定める金額の下段の額とする。

2 水俣広域公園附属設備使用料

区 分	単 位	金 額	
夜間照明	テニスコート	1面30分につき	320円
コインロッカー		1箱1回につき	50円

備考 夜間照明を使用する場合で、使用する時間に30分未満の端数があるときは、その端数を30分とみなす。
 第2条 熊本県都市公園条例の一部を次のように改正する。
 第5条第1項の表水俣広域公園の項を次のように改める。

水俣広域公園	テニスコート 多目的広場 グラウンド・ゴルフ場 陸上競技場
--------	-------------------------------

第5条第3項の表3中 「多目的広場
グラウンド・ゴルフ場」 を 「多目的広場
グラウンド・ゴルフ場
陸上競技場」 に改める。

別表第4の2の表を別表第4の3の表とし、同表の次に次の表を加える。
 4 水俣広域公園陸上競技場附属設備使用料

区 分	単 位	金 額
陸上競技器具	1式1時間につき	680円

備考 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
 別表第4の1の表の次に次の表を加える。
 2 水俣広域公園陸上競技場使用料

区分			金 額			
			使用者が入場料を徴収する場合(1日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合		
陸上 競技 場	アマ チュア スポー ツに使用 する場合	学生	税込み入場料金の最高額の10人分に相当する額(その額が11,220円未満のときは、11,220円)	専用使用	全部を使用する場合 1時間につき	1,020円
					フィールド(競争走路に囲まれた部分をいう。以下同じ。)のみを使用する場合 1時間につき	400円
				一般使用	1日につき	50円
		一般	税込み入場料金の最高額の20人分に相当する額(その額が23,540円未満のときは、23,540円)	専用使用	全部を使用する場合 1時間につき	2,140円
				フィールドのみを使用する場合 1時間につき	850円	
	一般使用			1日につき	110円	
	アマチュアスポーツ以外に 使用する 場合		税込み入場料金の最高額の30人分に相当する額(その額が70,840円未満のときは、70,840円)	専用使用	全部を使用する場合 1時間につき	6,440円
				フィールドのみを使用する場合 1時間につき	2,570円	

備考
 1 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
 2 「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

附 則
 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第39号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第40号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号イの表有明工業用水道の項中「55,000立方メートル／日（0.630立方メートル／秒）」を「37,000立方メートル／日（0.421立方メートル／秒）」に、「50,600立方メートル／日」を「33,860立方メートル／日」に改める。

第4条第1項中「第2条に掲げる事業を通じて管理者1人を置く」を「公営企業に管理者を置かないものとする」に改める。

第4条第2項を削り、同条第3項中「権限」の次に「（法第8条第2項の規定により知事が行うこととなる権限をいう。）」を加え、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部改正）
- 熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例（昭和27年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。
第4条中第5号を削り、第6号を第5号とする。
（熊本県行政手続条例の一部改正）
- 熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第6号中「、熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）第4条第1項に規定する公営企業の管理者」を削る。
（熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
- 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。
第9条中「公営企業管理者が」を「企業管理規程で」に改める。
（熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）
- 熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年熊本県条例第64号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「、熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）第4条第1項に規定する公営企業の管理者」を削る。

熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第41号

熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例
熊本県有料駐車場料金徴収条例（昭和54年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 熊本県営有料駐車場の午後6時から翌日の午前7時までの間（以下「夜間時間」という。）の普通料金については、入庫した時が夜間時間の場合で基本料金と加算料金との合計額又は入庫した時が夜間時間以外の場合で夜間時間に係る加算料金の合計額が800円を超えたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ800円とする。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前から引き続き熊本県営有料駐車場を利用している者が施行日以後に出庫した場合に係る駐車料金については、改正前の熊本県有料駐車場料金徴収条例の規定にかかわらず、その駐車に係る全時間について改正後の熊本県有料駐車場料金徴収条例の規定により算定するものとする。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第42号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（大学を除く。以下同じ。）」を削る。

第4条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第6条第4項から第9項までを次のように改める。

- 4 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条の2の前の見出しを「（地域手当）」に改め、同条第1項中「調整手当は、国に準じて、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価高を考慮して人事委員会規則で定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる区分」を「掲げる地域手当の級地の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6
- (6) 6級地 100分の3

第10条の2第3項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第10条の3第1項中「この条」を「この項」に、「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる割合」を「定める割合」に、「当該職員には」を「異動等の円滑を図るため、当該職員には」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第3項中「人事委員会規則で定める」を「1級地に係る」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第12条第1項中「農薬散布作業手当」を「有害薬品等取扱作業手当」に改め、同条第8項中「農薬散布作業手当」を「有害薬品等取扱作業手当」に、「有毒農薬」を「有害薬品等」に改める。

第13条第1項第7号中「農薬散布作業手当」を「有害薬品等取扱作業手当」に改める。

第14条の2及び第16条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第17条第2項第1号中「当該職員」の次に「の勤勉手当基礎額に当該職員」を加え、「受けるべき勤勉手当基礎額」を「受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」に改め、同条第3項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当」を「給料の月額及びこれに対する地域手当」に改める。

第20条及び第21条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

教 育 職 給 料 表 （ 2 ）

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700
	35	210,600	269,800	402,300	485,700
	36	212,400	272,500	404,100	486,700
	37	214,100	275,200	405,700	487,800
	38	215,900	277,900	407,300	
	39	217,700	280,600	408,900	
	40	219,500	283,300	410,500	
	41	221,400	285,900	412,200	
	42	223,200	288,600	413,800	
	43	225,000	291,300	415,400	
	44	226,800	294,000	417,000	
	45	228,700	296,500	418,700	
	46	230,500	299,200	420,300	
	47	232,300	301,900	421,900	
	48	234,100	304,600	423,500	

	49	235,800	307,100	425,200
	50	237,600	309,600	426,800
	51	239,400	312,100	428,400
	52	241,200	314,600	430,000
	53	242,900	317,000	431,700
	54	244,700	319,200	433,300
	55	246,500	321,400	434,900
	56	248,300	323,600	436,500
	57	250,000	325,900	438,200
	58	251,700	328,100	439,800
	59	253,400	330,300	441,400
	60	255,100	332,500	443,000
	61	256,800	334,700	444,700
	62	258,500	336,900	446,300
	63	260,200	339,100	447,900
	64	261,900	341,300	449,500
	65	263,600	343,500	451,200
	66	265,300	345,700	452,800
	67	267,000	347,900	454,400
	68	268,700	350,100	456,000
	69	270,200	352,100	457,600
	70	271,700	354,200	459,200
	71	273,200	356,300	460,800
	72	274,700	358,400	462,400
	73	276,000	360,400	463,900
	74	277,400	362,400	464,900
	75	278,800	364,400	465,900
	76	280,200	366,400	466,900
再任 用職 員以 外の 職員	77	281,600	368,400	467,700
	78	282,800	370,100	
	79	284,000	371,800	
	80	285,200	373,500	
	81	286,500	375,200	
	82	287,700	376,700	
	83	288,900	378,200	
	84	290,100	379,700	
	85	291,400	381,200	
	86	292,600	382,700	
	87	293,800	384,200	
	88	295,000	385,700	
	89	296,200	387,200	
	90	297,400	388,600	
	91	298,600	390,000	
	92	299,800	391,400	
	93	300,800	392,900	
	94	302,000	394,200	
	95	303,200	395,500	
	96	304,400	396,800	
	97	305,400	398,200	
	98	306,500	399,300	
	99	307,600	400,400	
	100	308,700	401,500	
	101	309,600	402,600	
	102	310,700	403,700	
	103	311,800	404,800	
	104	312,900	405,900	

	105	313,800	406,800		
	106	314,700	407,800		
	107	315,600	408,800		
	108	316,500	409,800		
	109	317,500	410,700		
	110	318,100	411,600		
	111	318,700	412,500		
	112	319,300	413,400		
	113	320,000	414,100		
	114	320,500	414,900		
	115	321,000	415,700		
	116	321,500	416,500		
	117	322,100	417,300		
	118	322,600	418,100		
	119	323,100	418,900		
	120	323,600	419,700		
	121	324,200	420,500		
	122	324,700	421,000		
	123	325,200	421,500		
	124	325,700	422,000		
	125	326,300	422,400		
	126	326,700	422,900		
	127	327,100	423,400		
	128	327,500	423,900		
	129	327,800	424,300		
	130	328,200	424,800		
	131	328,600	425,300		
	132	329,000	425,800		
	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任 用職 員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において熊本県立学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)
- 3 切替日の前日において給与条例別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会規則で定める。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給与条例又は附則第15項の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第66号)附則第3項若しくは第4項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項、第8条の2第2項、第17条の3第2項及び第17条の4第2項の規定の適用については、給与条例第8条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第42号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第8条の2第2項、第17条の3第2項及び第17条の4第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県条例第81号。以下「特別措置条例」という。)第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第42号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 11 特別措置条例第4条第4号の適用については、前項の規定は適用しない。
(平成22年3月31日までの間における地域手当に関する特例)
- 12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2 第2項第1号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2 第2項第2号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2 第2項第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2 第2項第4号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

第10条の2 第2項第5号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2 第2項第6号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(地域手当に関する経過措置)

- 13 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の給与条例第10条の3の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの条例の規定による改正前の給与条例第10条の2の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第10条の3第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前条第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは県立学校に引き続き1年以上在勤する	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第42号。以下「平成18年改正条例」という。)の規定による改正前の第10条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは県立学校に引き続き1年以上在勤する
地域手当の支給割合に	調整手当の支給割合(平成18年改正条例の規定による改正前の第10条の2第2項各号に掲げる割合をいう。)に

(人事委員会規則への委任)

- 14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 15 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。
附則第2項中「附則第4項を除き、」を削る。
附則中第3項の前の見出し並びに同項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

附則別表 教育職給料表（2）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25

12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	

24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129			
	3月以上6月未満	130			
	6月以上9月未満	131			
	9月以上12月未満	132			
	12月以上	133			
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			

36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第43号

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

- 第4条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。
- 第6条第4項から第9項までを次のように改める。
- 4 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
 - 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
 - 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
 - 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
 - 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
 - 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 第9条の2の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,300
	35	210,200	236,300	368,500	461,200
	36	211,900	239,200	370,300	462,100
	37	213,500	242,000	372,200	463,000
	38	215,200	244,900	373,800	
	39	216,900	247,800	375,400	
	40	218,600	250,700	377,000	
	41	220,400	253,600	378,700	
	42	222,200	256,300	380,300	
	43	224,000	259,000	381,900	
	44	225,800	261,700	383,500	
	45	227,700	264,400	385,100	
	46	229,500	267,100	386,700	
	47	231,300	269,800	388,300	
	48	233,100	272,500	389,900	

	49	234,900	275,200	391,400
	50	236,700	277,900	392,900
	51	238,500	280,600	394,400
	52	240,300	283,300	395,900
	53	241,900	285,900	397,500
	54	243,700	288,600	398,900
	55	245,500	291,300	400,300
	56	247,300	294,000	401,700
	57	249,000	296,500	403,200
	58	250,600	299,200	404,600
	59	252,200	301,900	406,000
	60	253,800	304,600	407,400
	61	255,500	307,100	408,700
	62	257,100	309,600	410,100
	63	258,700	312,100	411,500
	64	260,300	314,600	412,900
	65	261,800	317,000	414,100
	66	263,400	319,200	415,300
	67	265,000	321,400	416,500
	68	266,600	323,600	417,700
	69	268,300	325,900	418,800
	70	269,800	328,100	420,000
	71	271,300	330,300	421,200
	72	272,800	332,500	422,400
	73	274,100	334,700	423,400
	74	275,400	336,900	424,200
	75	276,700	339,100	425,000
	76	278,000	341,300	425,800
	77	279,400	343,300	426,700
	78	280,600	345,200	427,500
	79	281,800	347,100	428,300
	80	283,000	349,000	429,100
	81	284,300	350,800	429,900
	82	285,500	352,600	430,600
	83	286,700	354,400	431,300
	84	287,900	356,200	432,000
	85	289,000	357,900	432,700
	86	290,000	359,600	433,400
	87	291,000	361,300	434,100
	88	292,000	363,000	434,800
	89	293,100	364,700	435,500
	90	294,000	366,100	436,200
	91	294,900	367,500	436,900
	92	295,800	368,900	437,600
	93	296,500	370,400	438,100
	94	297,300	371,700	
	95	298,100	373,000	
	96	298,900	374,300	
	97	299,800	375,700	
	98	300,600	376,800	
	99	301,400	377,900	
	100	302,200	379,000	

再任職員以外の職員

101	303,100	380,200		
102	303,600	381,300		
103	304,100	382,400		
104	304,600	383,500		
105	305,100	384,500		
106	305,500	385,500		
107	305,900	386,500		
108	306,300	387,500		
109	306,500	388,400		
110	306,900	389,400		
111	307,300	390,400		
112	307,700	391,400		
113	307,900	392,200		
114	308,200	393,100		
115	308,500	394,000		
116	308,800	394,900		
117	309,100	395,900		
118	309,400	396,700		
119	309,700	397,500		
120	310,000	398,300		
121	310,200	399,100		
122	310,500	399,900		
123	310,800	400,700		
124	311,100	401,500		
125	311,300	402,200		
126		402,900		
127		403,600		
128		404,300		
129		405,100		
130		405,800		
131		406,500		
132		407,200		
133		407,700		
134		408,300		
135		408,900		
136		409,500		
137		409,900		
138		410,500		
139		411,100		
140		411,700		
141		412,100		
142		412,700		
143		413,300		
144		413,900		
145		414,300		
146		414,900		
147		415,500		
148		416,100		
149		416,500		
再任用職員	226,400	276,000	331,300	414,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)
- 3 切替日の前日において給与条例別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会規則で定める。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給与条例又は附則第13項の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第67号)附則第3項若しくは第4項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第43号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年条例第81号。以下「特別措置条例」という。)第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第43号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 11 特別措置条例第4条第4号の適用については、前項の規定は適用しない。
(人事委員会規則への委任)
- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 13 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年熊本県条例第67号)の一部を次のように改正する。
附則中第3項の前の見出し並びに同項及び第4項を削る。

附則別表 教育職給料表（3）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	新号給			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25

12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	

24	3月未満	89	89	85
	3月以上6月未満	90	90	86
	6月以上9月未満	91	91	87
	9月以上12月未満	92	92	88
	12月以上	93	93	89
25	3月未満	93	93	89
	3月以上6月未満	94	94	90
	6月以上9月未満	95	95	91
	9月以上12月未満	96	96	92
	12月以上	97	97	93
26	3月未満	97	97	93
	3月以上6月未満	98	98	93
	6月以上9月未満	99	99	93
	9月以上12月未満	100	100	93
	12月以上	101	101	93
27	3月未満	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未満	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	
	6月以上9月未満	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	
	12月以上	109	109	
29	3月未満	109	109	
	3月以上6月未満	110	110	
	6月以上9月未満	111	111	
	9月以上12月未満	112	112	
	12月以上	113	113	
30	3月未満	113	113	
	3月以上6月未満	114	114	
	6月以上9月未満	115	115	
	9月以上12月未満	116	116	
	12月以上	117	117	
31	3月未満	117	117	
	3月以上6月未満	118	118	
	6月以上9月未満	119	119	
	9月以上12月未満	120	120	
	12月以上	121	121	
32	3月未満	121	121	
	3月以上6月未満	122	122	
	6月以上9月未満	123	123	
	9月以上12月未満	124	124	
	12月以上	125	125	
33	3月未満	125	125	
	3月以上6月未満	125	126	
	6月以上9月未満	125	127	
	9月以上12月未満	125	128	
	12月以上	125	129	
34	3月未満		129	
	3月以上6月未満		130	
	6月以上9月未満		131	
	9月以上12月未満		132	
	12月以上		133	
35	3月未満		133	
	3月以上6月未満		134	
	6月以上9月未満		135	
	9月以上12月未満		136	
	12月以上		137	

36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第44号

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和34年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「県立大学の学校医等に関しては知事、その他の県立学校の学校医等に関しては」を削る。

第7条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第25条中「県立大学の学校医等に関しては規則で、その他の県立学校の学校医等に関しては」を削る。

附 則

この条例は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行する。

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第45号

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察本部の内部組織に関する条例（昭和29年熊本県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中オを削り、カをオとし、キからケまでをカからクまでとし、クの次に次のように加える。

ケ 個人情報保護に関すること。

第3条第1号中コからソまでを次のように改める。

コ 人事、定員及び給与に関すること。

サ 監察に関すること。

シ 予算、決算及び会計に関すること。

ス 財産及び物品の管理及び処分に関すること。

セ 会計の監査に関すること。

ソ 警察教養に関すること。

第3条第1号中トをナとし、タからテまでをチからトまでとし、ソの次に次のように加える。

タ 福利厚生に関すること。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第46号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年熊本県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本南警察署の項中「高橋町 上高橋町 城山上代町 城山大塘町」を「高橋町一丁目 高橋町二丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 城山上代町 上代一丁目 上代二丁目 上代三丁目 上代四丁目 上代五丁目 上代六丁目 上代七丁目 上代八丁目 上代九丁目 上代十丁目 城山大塘一丁目 城山大塘二丁目 城山大塘三丁目 城山大塘四丁目 城山大塘五丁目 城山大塘六丁目 城山大塘七丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第47号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,970人」を「3,000人」に、「230人」を「231人」に、「1,726人」を

「1,744人」に、「903人」を「914人」に、「3,391人」を「3,421人」に改め、同条第2項中「2,970人」を「3,000人」に改める。

附則第5項を次のように改める。

- 5 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間においては、第2条第1項中「3,000人」とあるのは「3,014人」と、「111人」とあるのは「112人」と、「231人」とあるのは「232人」と、「1,744人」とあるのは「1,753人」と、「914人」とあるのは「917人」と、「3,421人」とあるのは「3,435人」とし、同条第2項中「3,000人」とあるのは「3,014人」とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第48号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（支給制限）

第4条 警察職員が、同一の日において、別表に掲げる第1号作業、第2号作業、第3号作業、第4号作業、第5号作業、第8号作業、第9号作業、第11号作業又は第16号作業（この条において「本務作業」という。）のうち複数の作業に従事した場合は、それらの作業に当該警察職員が本務とする作業が含まれるときは当該本務とする作業の手当を、本務とする作業が含まれないときは従事した本務作業のうち支給額が最高額である作業の手当を支給する。

2 警察職員が、同一の日において、複数に区分された本務作業のうち複数の作業に従事した場合は、支給額が最高額である作業の手当を支給する。

3 別表に掲げる第20号作業の手当の支給を受ける警察職員には、本務作業の手当は支給しない。

別表中「（第2条、第3条関係）」を「（第2条－第4条関係）」に改める。

別表第1号作業の項中「1月につき 10,050円」を「1日につき 560円」に改め、同表第2号作業の項手当の額の欄を次のように改める。

犯罪現場における鑑識作業	1日につき 560円
犯罪現場以外の場所における鑑識作業	1日につき 280円

別表第3号作業の項中「1月につき 7,130円」を「1日につき 340円」に改め、同表第4号作業の項中「1月につき 3,000円」を「1日につき 150円」に改め、同表第5号作業の項中「1月につき 9,660円」を「1日につき 460円」に、「1月につき 7,840円」を「1日につき 380円」に改め、同表第8号作業の項中「1月につき 9,430円」を「1日につき 450円」に改め、同表第9号作業の項中「1月につき 5,000円」を「1日につき 240円」に改め、同表第11号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

警ら作業（船舶に乗り組んで行う作業を除く。）	1日につき 340円
------------------------	------------

別表第13号作業の項中「2,500円」を「3,200円」に、「1,100円」を「1,600円」に改め、同表第16号作業の項中「1月につき 3,000円」を「1日につき 150円」に改め、同表第17号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

爆発物処理作業（爆発物容疑物件に近接した場所で当該物件の識別、しゃへい等に従事し、又は当該物件の搬送、解体若しくは爆破に従事する作業をいう。）	1回につき 4,600円
火薬類等製造施設災害調査作業（火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事する作業をいう。）	1日につき 750円

別表第23号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

削除	
----	--

別表第25号作業の項中「(勤務時間が3時間未満のときは、620円)」を削り、同表第28号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

高所における工事の測量、指導、監督又は検査の作業で人事委員会の定めるもの	1日につき 220円 (人事委員会の定める作業に従事したときは、320円)
道路上における工事の測量、指導、監督又は検査の作業で人事委員会の定めるもの	1日につき 400円

附 則
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第49号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第22条第4号」を「第22条第5号」に改める。

第9条第1項中「第28条第1項()の次に「法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 法第31条の2第4項に規定する受付所営業(第10条において「受付所営業」という。)は、県内の全地域において、これを営んではならない。

第10条中「及び」を「、受付所営業又は」に改める。

別表第2中	「 県内の全地域。ただし、熊本市のうち下通一丁目の8番、10番及び12番、下通二丁目の1番から5番まで並びに中央街の4番、6番、8番、10番及び11番の地域を除く。 」	を	「 県内の全地域。ただし、熊本市のうち中央街の4番、6番、8番、10番及び11番の地域を除く。 」	に改める。
-------	--	---	---	-------

附 則
この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)の施行の日(平成18年5月1日)から施行する。

